

忠岡町高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画 2021



令和3年3月
忠 岡 町

は じ め に

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年が近づき、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が、65 歳以上となる 2040 年に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。



今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人とひと、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現もめざしており、地域包括ケアシステムの強化と他の社会福祉基盤の充実に一体的に取り組むことが求められています。

このような背景を踏まえて、忠岡町では令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間とした「忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 2021」を策定しました。

本計画においては、将来像を『つながり つどい 支え合う 健康長寿と安心介護のまちただおか』と掲げ、住民同士が支え合い、高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らしていけるように、住民の皆様とともに、関係機関とも連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご審議を賜りました計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただいた多くの住民の皆様に、心から厚く御礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

忠岡町長 杉原 キヨシ 健士

□ ■ 目次 ■ □

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	2
3 計画の策定体制	3
4 国の制度改正について	4
第2章 高齢者等を取り巻く現状と課題	5
1 高齢者の状況	5
2 アンケート調査結果の概要	11
3 高齢者施策の実施状況	17
4 介護保険事業の実施状況	22
5 第7期計画の基本目標ごとに見た本町の課題	27
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念と将来像	29
2 将来像の実現に向けた4つの基本目標	30
3 施策の体系	31
第4章 施策の展開	32
基本目標1 健やかでいきいきした暮らしのための支援	32
基本目標2 地域での自立した暮らしのための支援	37
基本目標3 尊厳と権利が守られた暮らしのための支援	51
基本目標4 安心できる暮らしのための介護保険制度の運営	54
第5章 介護保険事業の推進	60
1 日常生活圏域について	60
2 介護保険サービスについて	60
3 第8期計画における事業量の見込み	63
4 介護保険料の算定	69
第6章 計画の推進	71
1 計画の推進主体と役割	71
2 成果目標	73
資料編	76
1 計画策定の経過	76
2 策定委員会設置要綱	77
3 策定委員会委員名簿	78
4 用語の説明	79

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 国の方針

昭和40年代に高齢化社会となって以来、日本の高齢者人口の割合は上昇し続けており、平成19年には高齢化率^{*}が21%を超えて超高齢社会となりました。令和元年には国の高齢化率は28.4%となり、今後も総人口に占める高齢者の割合は高くなると見込まれています。一方で年少人口は減少しており、人口構成の変化に伴って社会や世帯の構造も変化しています。

このような社会の変化により、国では医療・介護サービスの需要や社会保障費の増加、介護人材の不足が課題となっています。また、認知症患者の増加や高齢単身世帯の増加などから必要とされる介護サービスも多様化しているため、実情に応じて地域が一体となって取り組むことが求められています。

そのような中で、国は団塊の世代^{*}が75歳以上となる令和7年(2025年)をめどに、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるように医療・介護・介護予防^{*}・住まい・生活支援を包括的に確保する地域包括ケアシステム^{*}を推進し、深化を図ってきました。人々が様々な支援の「支え手」「受け手」という関係を超越して地域に参画し、住民一人ひとりが役割と生きがいを持って助け合いながら暮らす地域共生社会^{*}の実現もめざしており、地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた基盤になり得るものとして位置づけられています。今後は地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの強化と他の社会福祉基盤の充実に一体的に取り組むことが必要とされています。

(2) 本町の方針

本町は、平成30年度から令和2年度を計画期間として「みんなでつくろう 健康長寿と 安心介護のまち」を将来像に掲げた「忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018」を策定し、地域包括ケアシステムの推進と介護保険制度の円滑な運営を図ってきました。現在本町は高齢化率28.3%の超高齢社会であること、今後も高齢化の進行が予想されること等を踏まえると、高齢者が身近な地域で安心して暮らせる地域コミュニティの維持は今後も引き続き検討していかなければならない重要な課題であるといえます。

そこで、地域包括ケアシステムの更なる推進や地域共生社会の実現に向けて、地域の現状や課題を見直し、本町の高齢者福祉・介護保険事業推進の指針となる「忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2021」を新たに策定します。

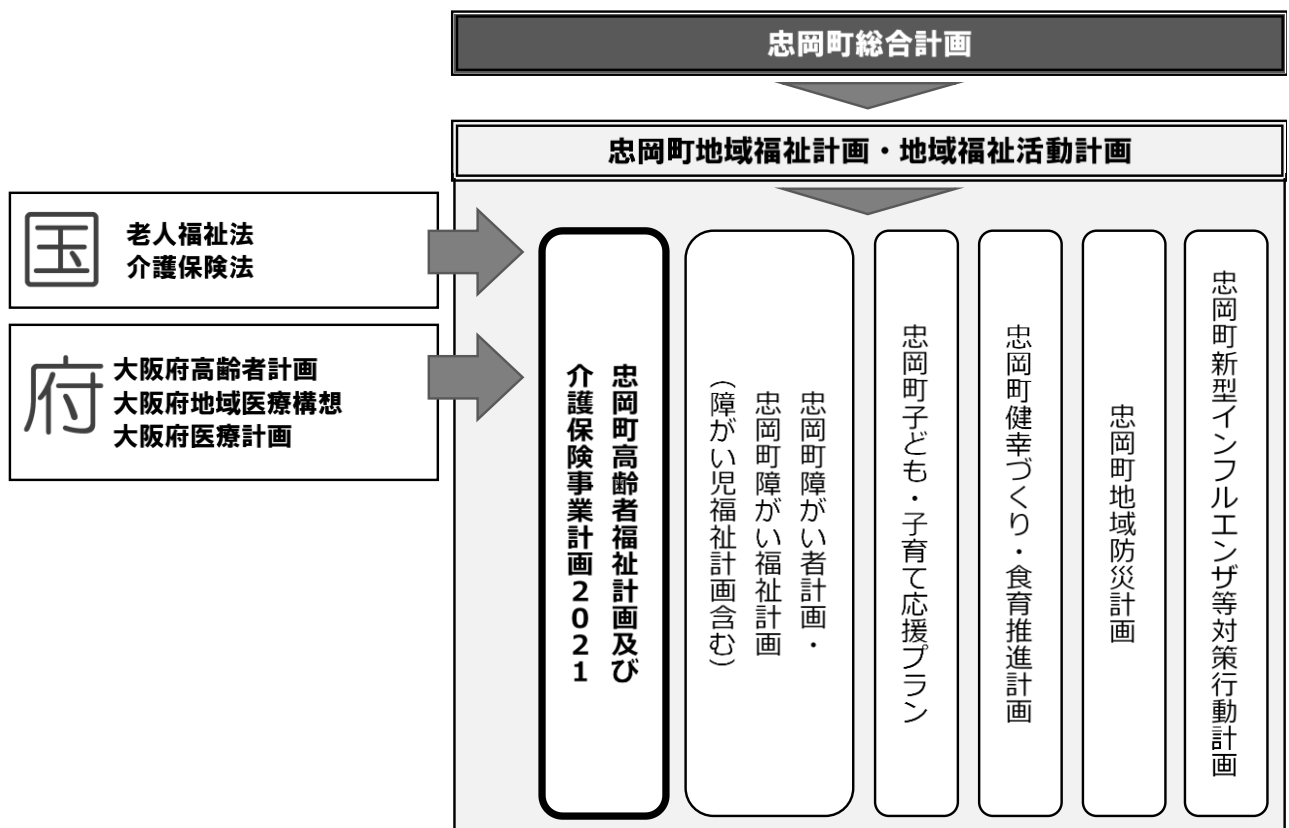
2 計画の位置づけと期間

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく高齢者福祉計画と、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画とを一体に策定するものです。

策定にあたっては、本町の上位計画である「忠岡町総合計画」や「忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合を確保するとともに、他の個別計画と地域福祉の理念を共有し、地域共生社会の実現をめざします。さらに、国や府の方針・関連計画とも整合を確保します。

厚生労働省が示す市町村介護保険事業計画の基本指針において、3年を1期として計画を作成するよう定められていることから、本計画の期間は令和3年度から令和5年度の3年間とし、同時に改訂を迎える「忠岡町総合計画」や「忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画」とめざすべきまちづくりのビジョンを共有して計画を推進していきます。

図表 計画の位置づけ



図表 計画の期間

年度	平成30年	平成31年 ／令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
計画名	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
忠岡町総合計画	第5次		第6次						
忠岡町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3次		第4次						第5次
忠岡町高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画	第7期		第8期〈本計画〉				第9期		

3 計画の策定体制

本計画は以下の体制で策定しました。

(1) 策定委員会による審議

学識経験者、保健関係者代表、福祉関係者代表、住民団体関係者代表、議会代表、被保険者代表、公益代表から構成する「忠岡町第8期介護保険事業計画及び第9次高齢者福祉計画策定委員会」において、計画案について審議を実施しました。

(2) アンケート調査による住民意識の把握

本計画の策定にあたって、高齢者福祉及び介護保険事業の更なる推進を図るため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査^{*}及び在宅介護実態調査^{*}を実施しました。

図表 調査の実施状況

調査名	実施時期	対象者数	回収状況
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和2年3月6日から 令和2年3月 23 日	1,400 人 65 歳以上で要介護認定を受けていない方から無作為抽出	927 票 66.2%
在宅介護実態調査	令和2年3月6日から 令和2年3月 23 日	600 人 要支援及び要介護認定を受けた在宅の方の中から無作為抽出	363 票 60.5%

(3) パブリックコメント^{*}の実施

本計画の策定にあたって、住民の意見を広く募集し、それらの意見を計画に反映するため、令和3年2月8日から2月24日にかけてパブリックコメントを実施しました。

意見の提出はありませんでした。

4 国の制度改正について

法改正による令和3年度からの介護保険制度の変更に伴い、介護保険事業計画策定に係る基本指針に以下のように変更があります。本計画は、こうした内容とも整合を図りながら策定しました。

図表 基本指針の変更について

項目	内容
① 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	● 2025・2040 年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定。
② 地域共生社会の実現	● 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載。
③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業※等の効果的な実施）	● 一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載。 ● 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載。 ● 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組について記載。 ● 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定。 ● 保険者機能強化をする施策の充実・推進について記載。 ● 在宅医療・介護連携の推進について対応強化を記載。 ● 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載。 ● PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載。
④ 有料老人ホーム※とサービス付き高齢者向け住宅※に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化	● 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載。 ● 整備にあたっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定。
⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進	● 認知症施策推進大綱※に沿って、認知症を予防し、認知症の人が共生できる社会の実現をめざすため、5つの柱に基づき記載。 ● 教育等他の分野との連携に関する事項について記載。
⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化	● 介護人材の確保の必要性について記載。 ● 介護現場革新の具体的な方策を記載。 ● 総合事業等の担い手確保に関する取組について記載。 ● 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載。 ● 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載。
⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備	● 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載。

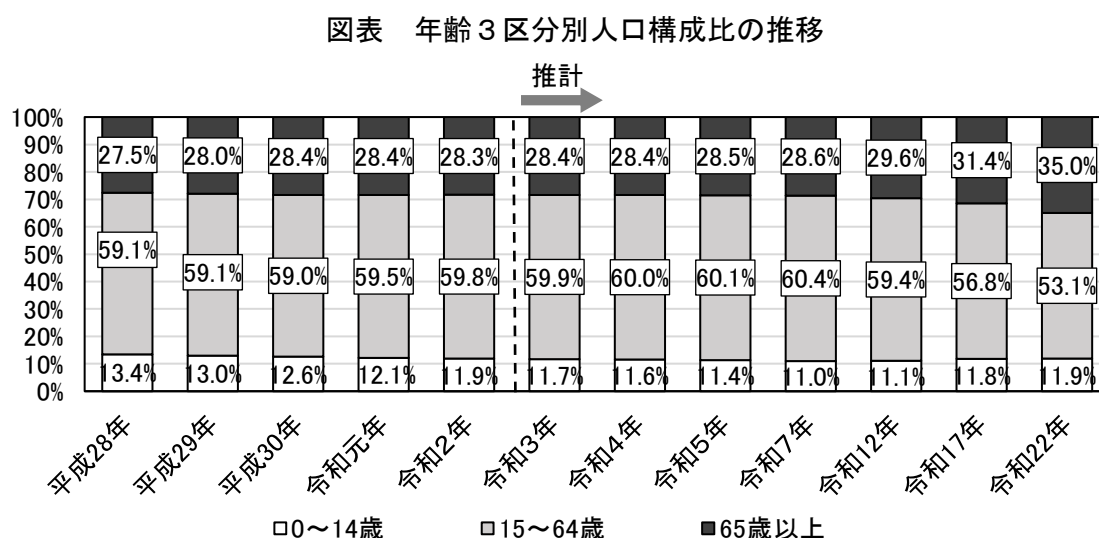
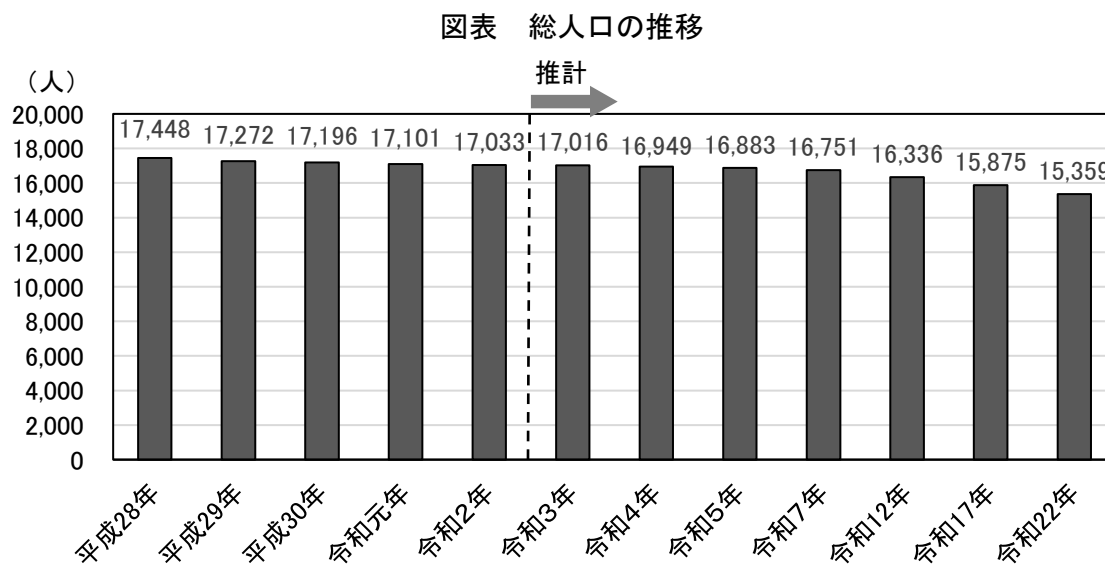
第2章 高齢者等を取り巻く現状と課題

1 高齢者の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口構成比

本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和2年の総人口は平成28年から415人減少して17,033人となっています。将来人口推計では、令和7年には総人口が16,751人、令和22年が15,359人になると見込まれています。

平成28年から老年人口（65歳以上）の割合は上昇傾向にあり、令和2年は28.3%となっています。それ以降は、一定水準で推移すると見込まれますが、令和22年には35.0%に達すると想定されます。



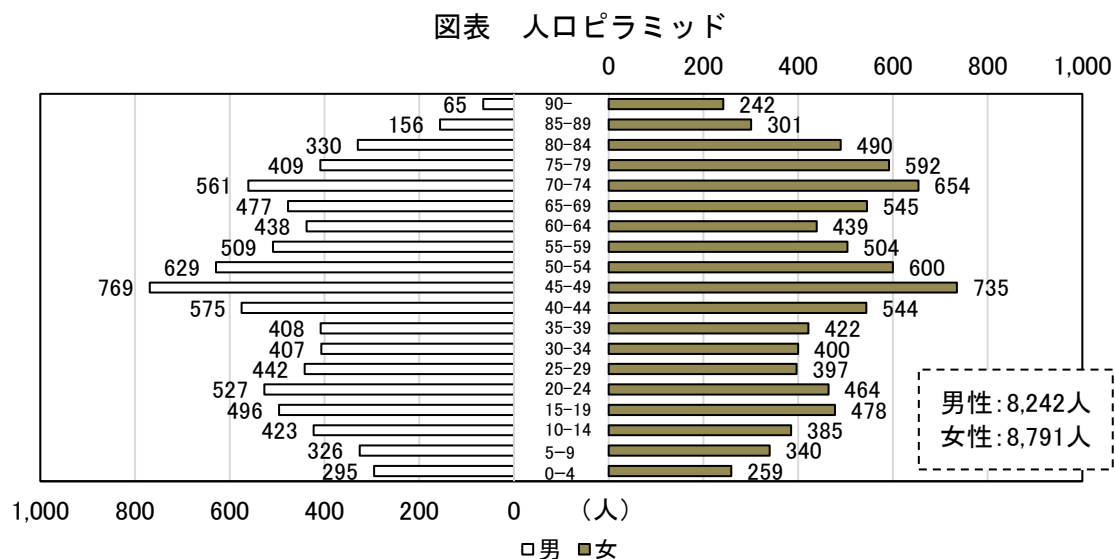
※小数点第2位以下を四捨五入しているため、割合の合計が100.0%を超える場合があります。

出典：住民基本台帳 各年9月末時点

（令和2年のみ5月末時点、令和3年以降は忠岡町人口ビジョンと整合性を確保）

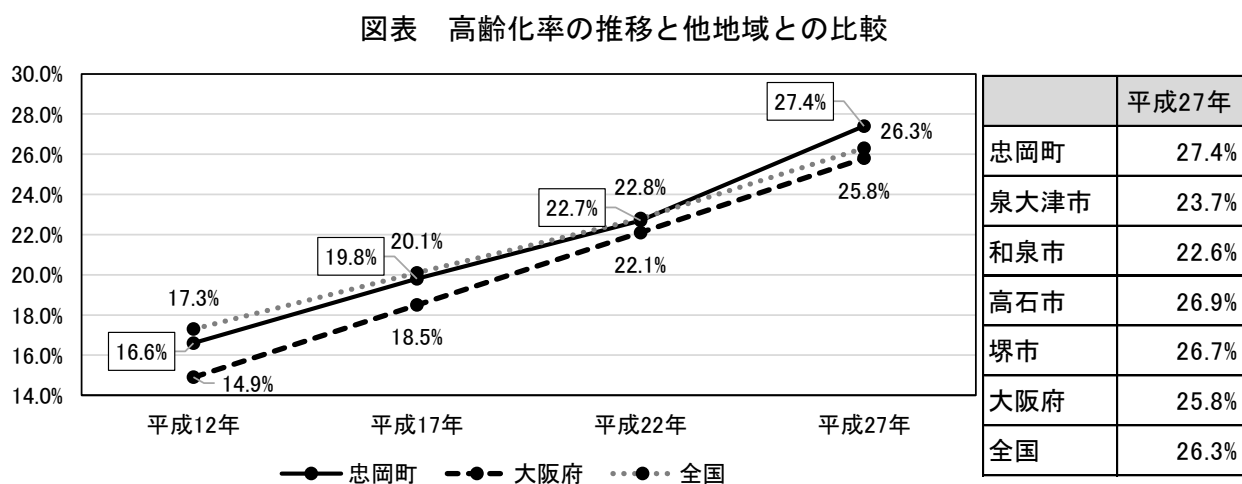
(2) 人口ピラミッド

本町の現在の人口構成を見ると、45～49 歳前後の人口が特に多く、次いで 70～74 歳前後が多くなっています。男女別で見ると、高齢者で女性が多くなっています。



(3) 高齢化率

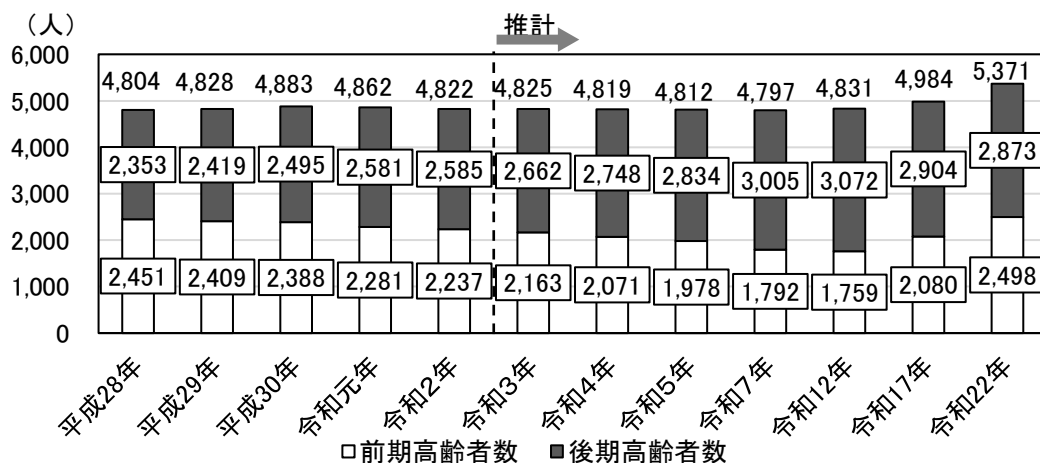
本町における高齢化率は、平成 22 年までは府より高く、全国より低くなっていますが、平成 27 年時点で府・全国を上回っています。また、泉北地域と比べると、本町の高齢化率は高くなっています。



(4) 前期・後期高齢者人口

高齢者（65歳以上）人口の内訳の推移を見ると、前期高齢者（65歳～74歳）は減少傾向で、令和2年は2,237人となっています。後期高齢者は増加傾向で、令和2年は2,585人となっています。将来推計では、令和17年頃に前期高齢者数が増加する見込みです。

図表 前期・後期高齢者人口の推移



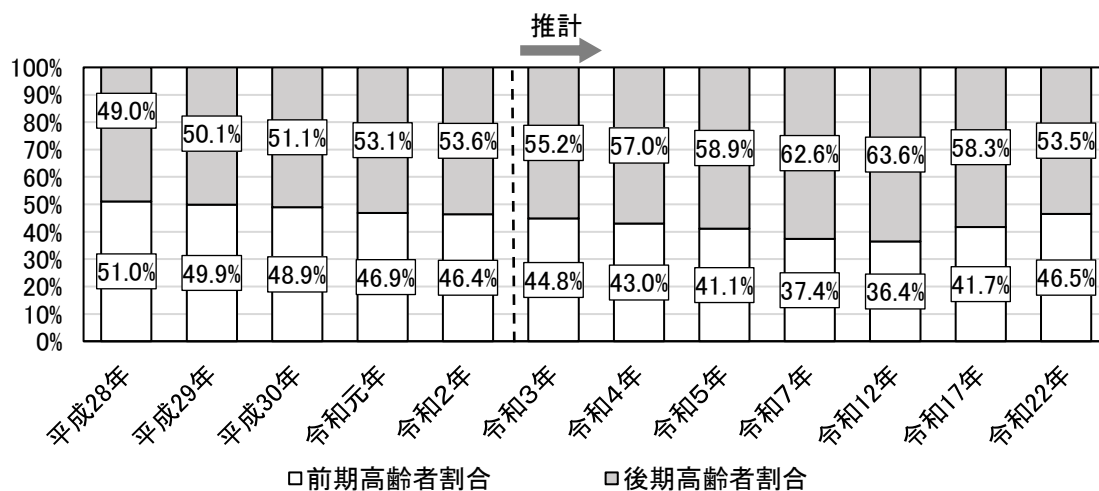
出典：住民基本台帳 各年9月末時点

（令和2年のみ5月末時点、令和3年以降は忠岡町人口ビジョンと整合性を確保）

(5) 前期・後期高齢者人口割合

高齢者（65歳以上）人口割合の内訳の推移を見ると、前期高齢者（65歳～74歳）割合は低下していき、令和17年から上昇に転じています。令和2年時点では、前期高齢者割合が46.4%と、後期高齢者割合の方が高い割合を占めています。

図表 前期・後期高齢者人口割合の推移



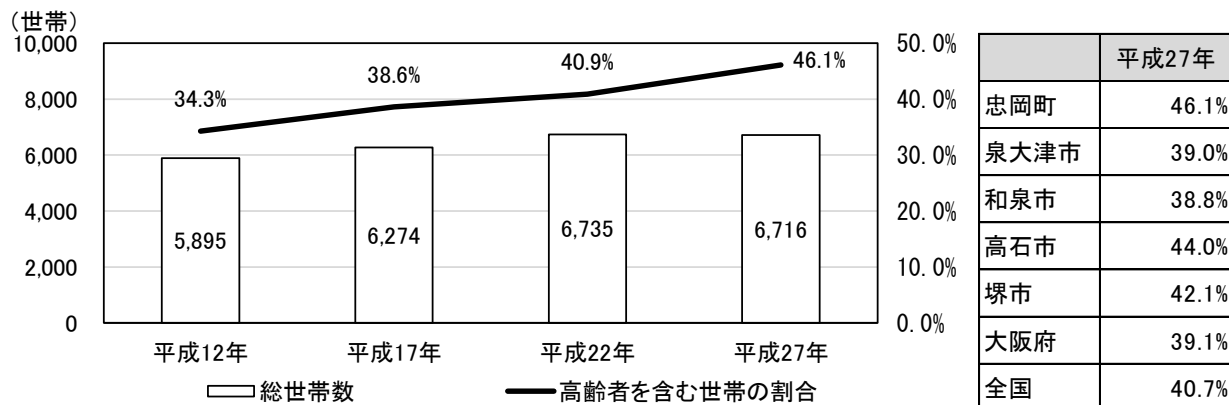
出典：住民基本台帳 各年9月末時点

（令和2年のみ5月末時点、令和3年以降は忠岡町人口ビジョンと整合性を確保）

(6) 高齢者を含む世帯

総世帯数に対する高齢者を含む世帯の割合が上昇傾向で推移しており、平成12年には34.3%でしたが、平成27年には46.1%となっています。また、全国や府、泉北地域と比べても、本町の高齢者を含む世帯の割合は高くなっています。

図表 高齢者を含む世帯の推移と他地域との比較

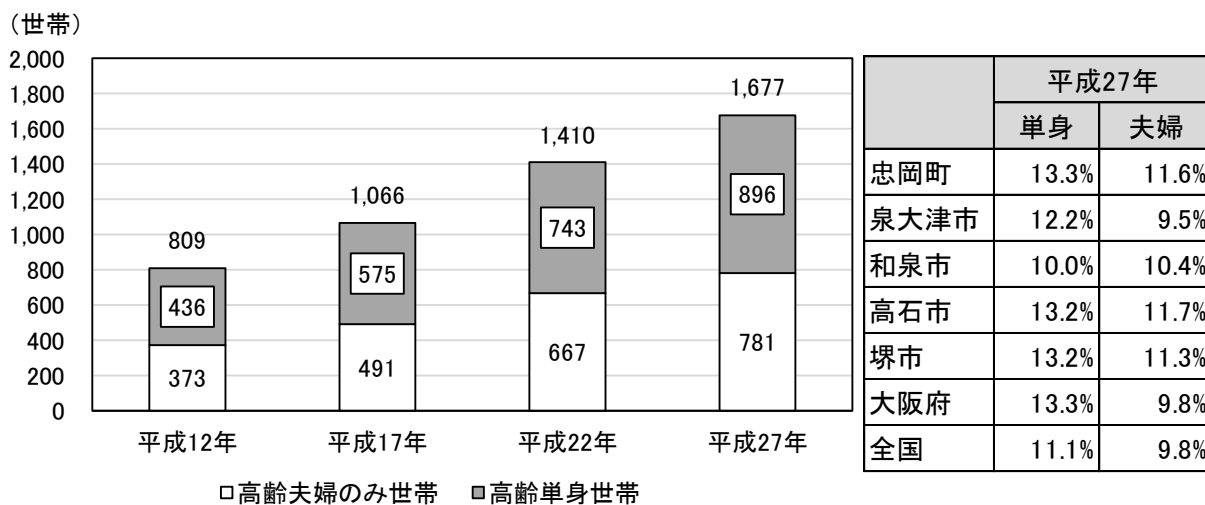


出典：国勢調査

(7) 高齢者のみ世帯

高齢夫婦のみ世帯、高齢単身世帯共に、平成12年から平成27年にかけて増加傾向にあります。高齢夫婦のみ世帯は平成27年時点で781世帯、高齢単身世帯は平成27年時点で896世帯と、いずれも平成12年時点から2倍以上に増加しています。高齢単身世帯の割合は泉北地域で最も高く、高齢夫婦世帯の割合は泉北地域で2番目に高くなっています。

図表 高齢者のみ世帯の推移と、総世帯に対する高齢者のみ世帯割合の他地域比較

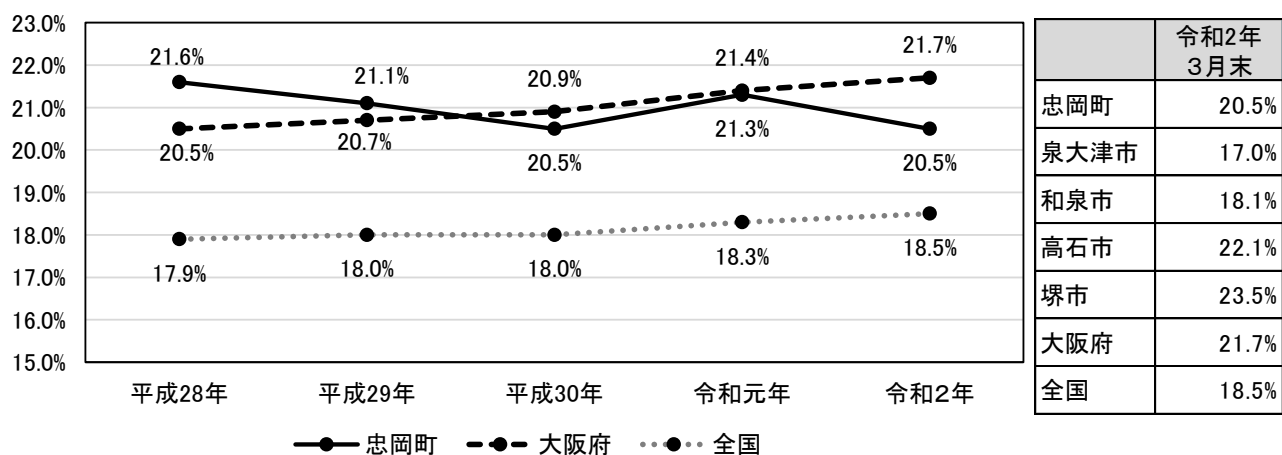


出典：国勢調査

（８）要支援・要介護認定率

要支援・要介護認定率の推移を見ると、20～21％台で推移しています。令和２年時点では府よりは低く、全国よりも高くなっています。泉北地域で見ると、本町の認定率は高くも低くもなく、中間に位置しています。

図表 要支援・要介護認定率の推移と他地域との比較（第１号被保険者）

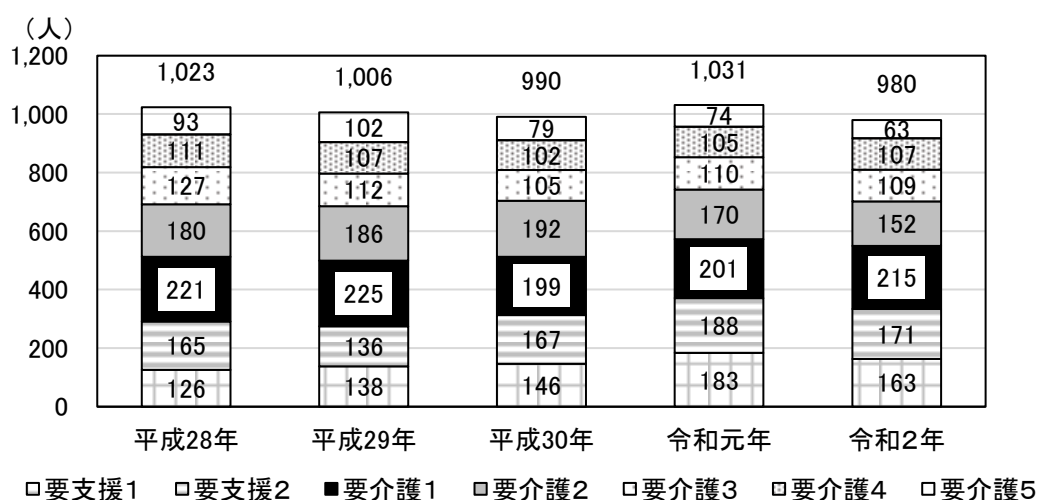


出典：介護保険事業状況報告年報（平成30・令和元・2年度のみ月報）

（９）要支援・要介護認定者数内訳

要支援・要介護認定者数内訳の推移を見ると、いずれの年においても要介護１の人数が最も多く、次いで要支援１・２や要介護２が多くなっています。

図表 要支援・要介護認定者数内訳の推移（第１号被保険者）

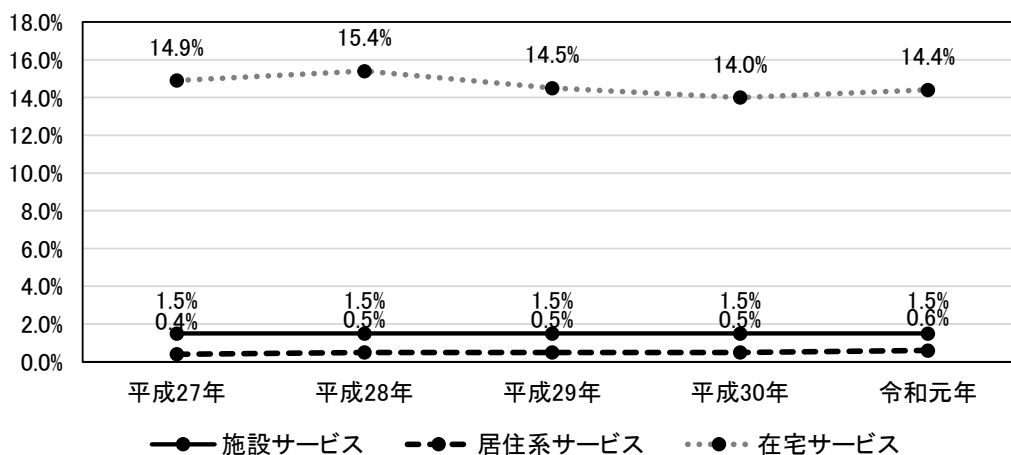


出典：介護保険事業状況報告年報（平成30・令和元・2年度のみ月報）

(10) 各種サービスの受給率

各種サービスの受給率の推移を見ると、施設サービスと居住系サービスはほぼ一定の水準で推移しており、令和元年時点で施設サービスは 1.5%、居住系サービスは 0.6%となっています。在宅サービスについては、令和元年時点では 14.4%となっています。各種サービスの受給率を他地域と比較すると、本町の在宅サービス受給率は国や府、泉北地域と比べて高くなっています。

図表 各種サービスの受給率の推移



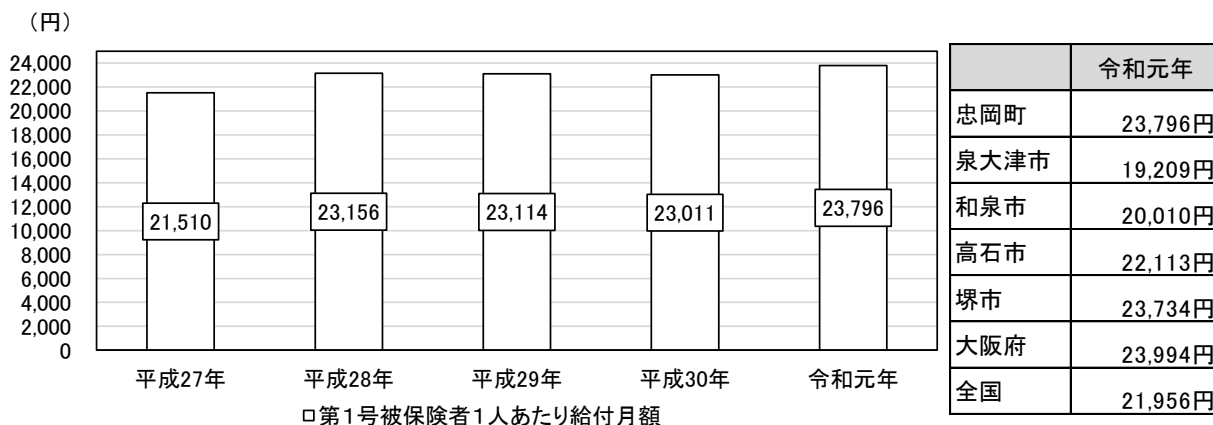
		令和元年						
		忠岡町	泉大津市	和泉市	高石市	堺市	大阪府	全国
受給率	施設	1.5%	2.1%	2.2%	2.0%	2.0%	2.3%	2.8%
	居住系	0.6%	0.5%	0.4%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%
	在宅	14.4%	9.6%	10.0%	12.0%	12.2%	11.8%	9.8%

出典：介護保険事業状況報告年報（平成 30・令和元年度のみ月報）

(11) 第1号被保険者1人あたり給付月額

第1号被保険者1人あたり給付月額を見ると、令和元年に 23,796 円となっており、全国や泉北地域と比べて高い月額となっています。

図表 第1号被保険者1人あたり給付月額の推移



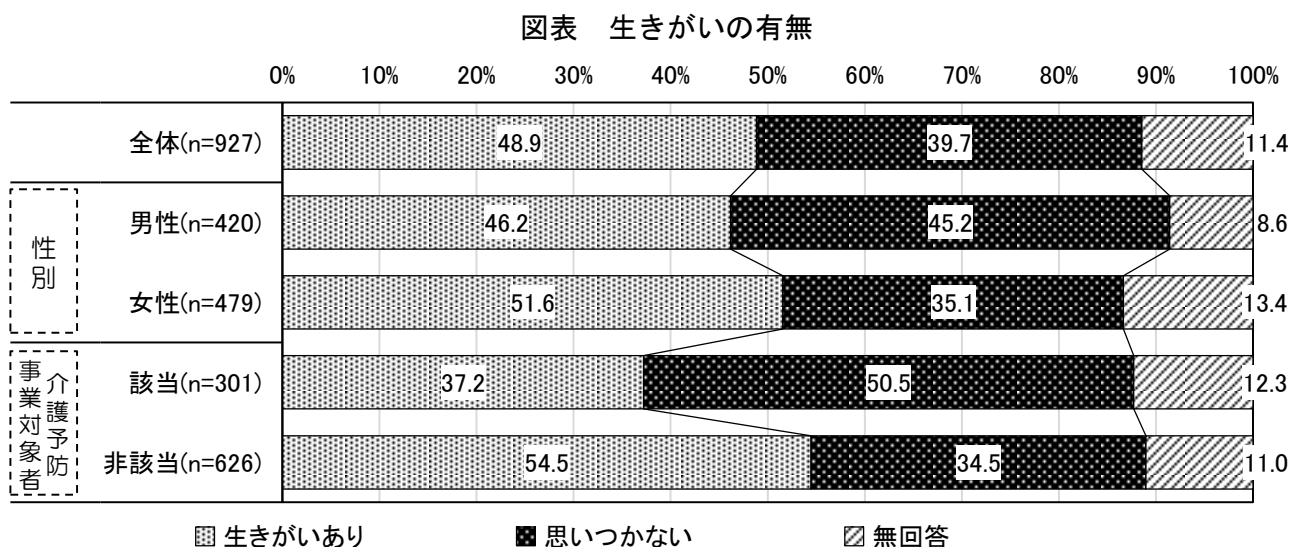
出典：介護保険事業状況報告年報（平成 30・令和元年度のみ月報）

2 アンケート調査結果の概要

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 生きがいの有無

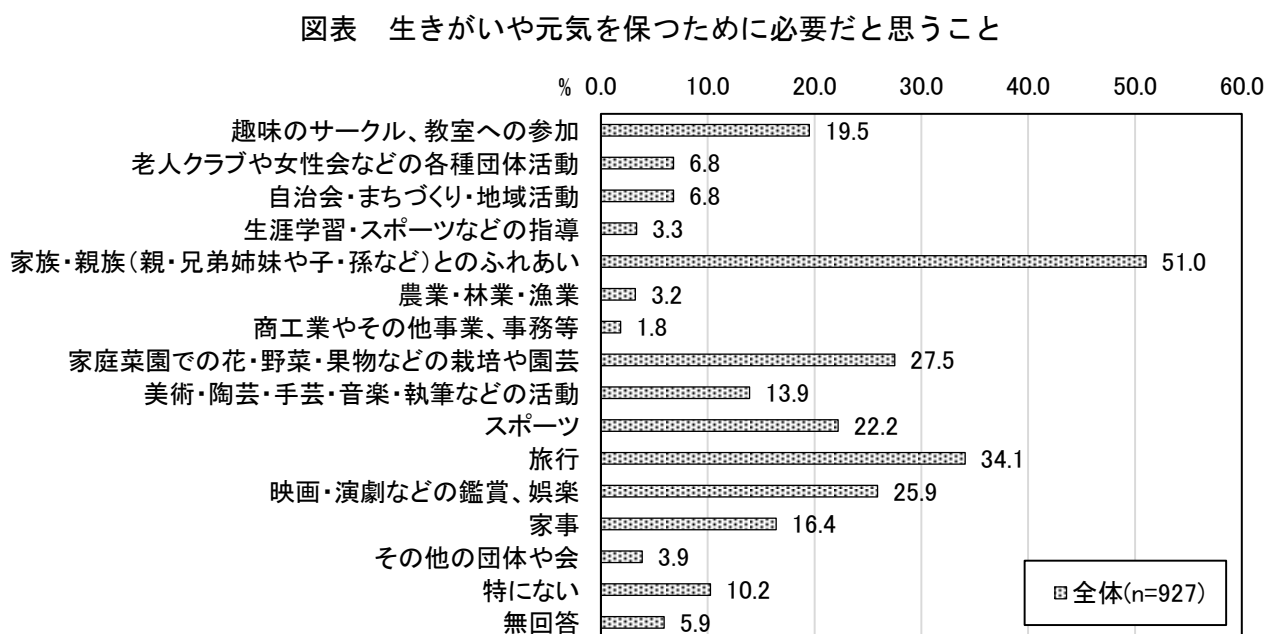
全体では、「生きがいあり」が 48.9%、次いで「思いつかない」(39.7%) となっています。



※小数点第2位以下を四捨五入しているため、割合の合計が 100.0% とならない場合があります。

② 生きがいや元気を保つために必要だと思うこと (複数回答)

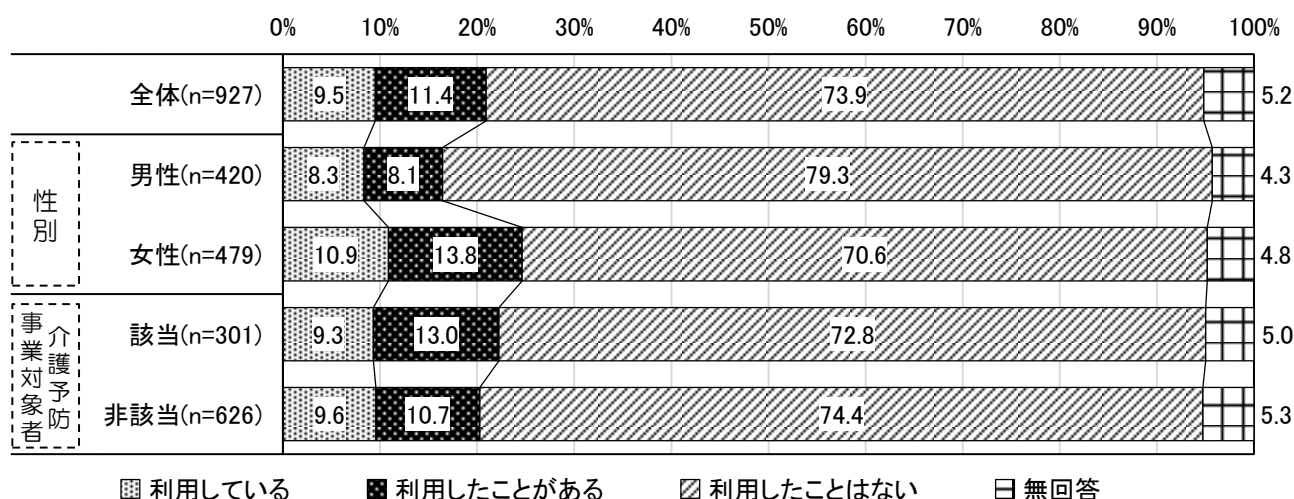
全体では、「家族・親族(親・兄弟姉妹や子・孫など)とのふれあい」が 51.0%、次いで「旅行」(34.1%)、「家庭菜園での花・野菜・果物などの栽培や園芸」(27.5%) となっています。



③忠岡町総合福祉センター利用の有無

全体では、「利用したことはない」が73.9%、次いで「利用したことがある」（11.4%）、「利用している」（9.5%）となっています。

図表 忠岡町総合福祉センター利用の有無

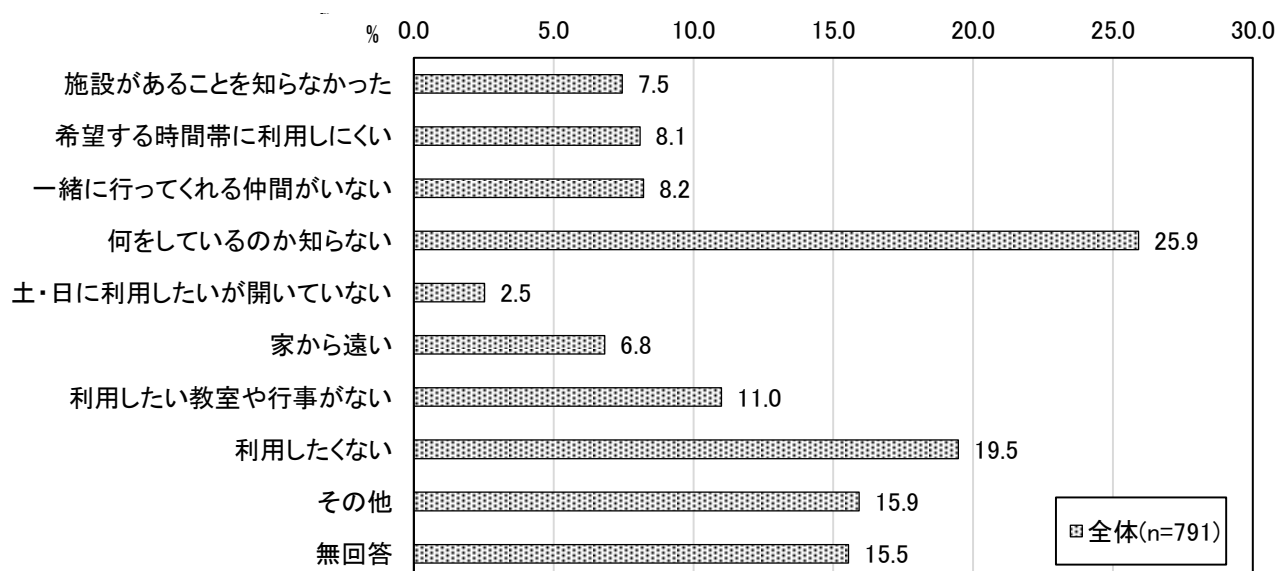


※小数点第2位以下を四捨五入しているため、割合の合計が100.0%とならない場合があります。

④忠岡町総合福祉センターを利用しない理由（複数回答）

全体では、「何をしているのか知らない」が25.9%、次いで「利用したくない」（19.5%）、「利用したい教室や行事がない」（11.0%）となっています。

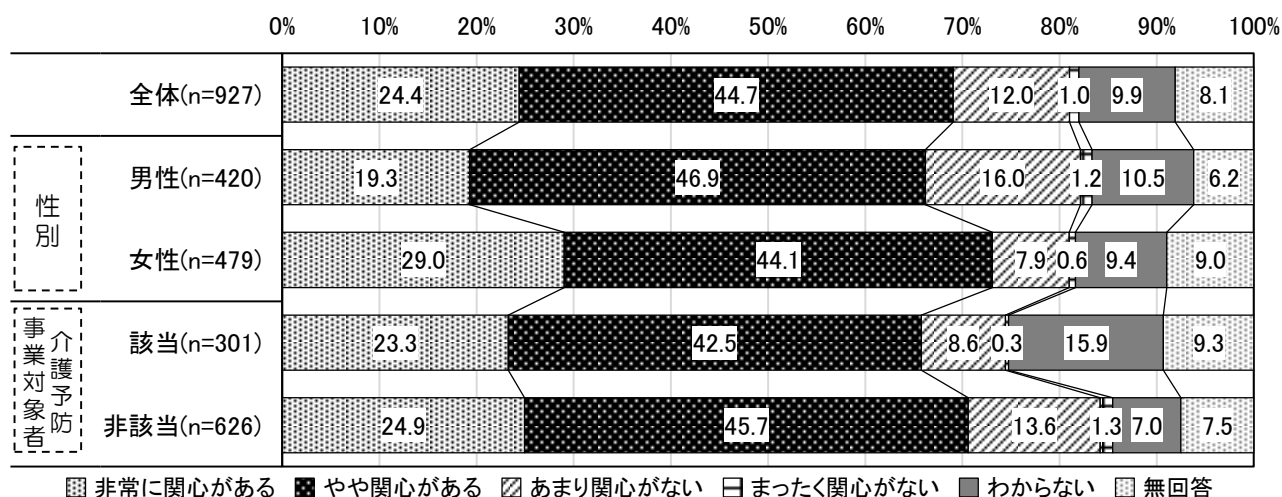
図表 忠岡町総合福祉センターを利用しない理由



⑤介護予防に関心があるか

全体では、「やや関心がある」が 44.7%、次いで「非常に関心がある」(24.4%)、「あまり関心がない」(12.0%)、「まったく関心がない」(1.0%)、「わからない」(9.9%)、「無回答」(8.1%)となっています。

図表 介護予防に関心があるか

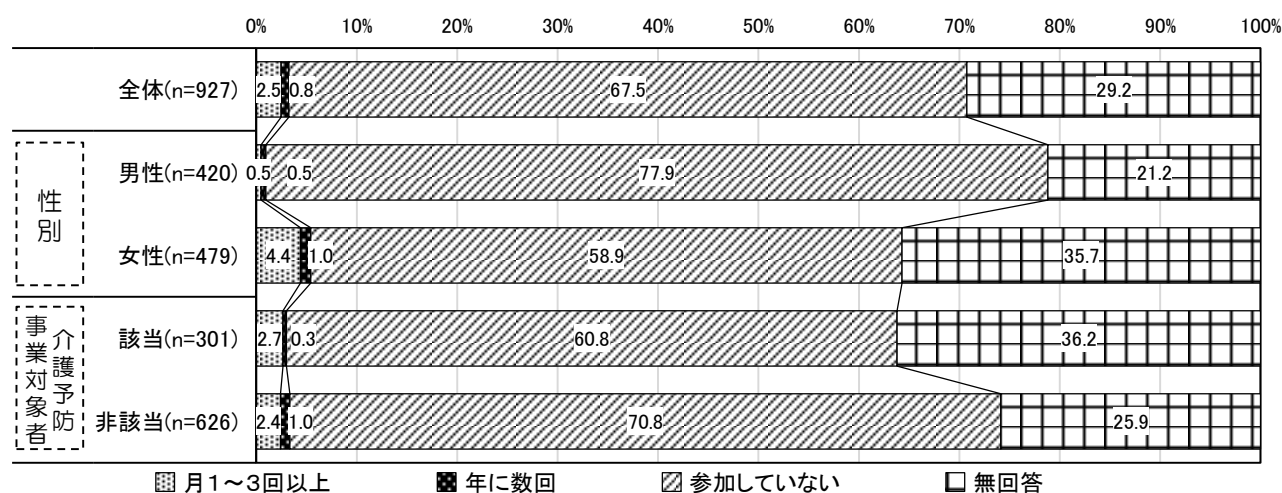


※小数点第2位以下を四捨五入しているため、割合の合計が 100.0%とならない場合があります。

⑥介護予防のための通いの場への参加頻度

全体では、「参加していない」が 67.5%、次いで「月1～3回以上」(2.5%)、「年に数回」(0.8%)、「年に数回」(2.5%)、「年に数回」(0.8%)となっています。

図表 介護予防のための通いの場への参加頻度



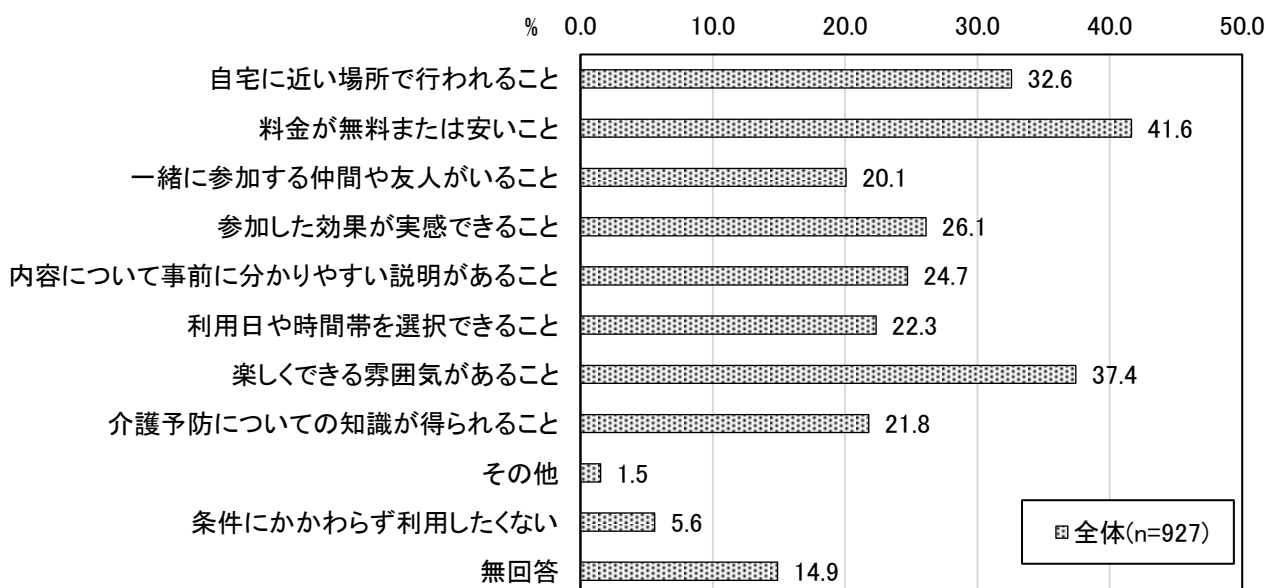
「月1～3回以上」は、「週4回以上」、「週2～3回」、「週1回」、「月1～3回」をそれぞれ合計した数値となっています。

※小数点第2位以下を四捨五入しているため、割合の合計が 100.0%とならない場合があります。

⑦介護予防事業に取り組むために必要な条件（複数回答）

全体では、「料金が無料または安いこと」が41.6%、次いで「楽しくできる雰囲気があること」（37.4%）、「自宅に近い場所で行われること」（32.6%）となっています。

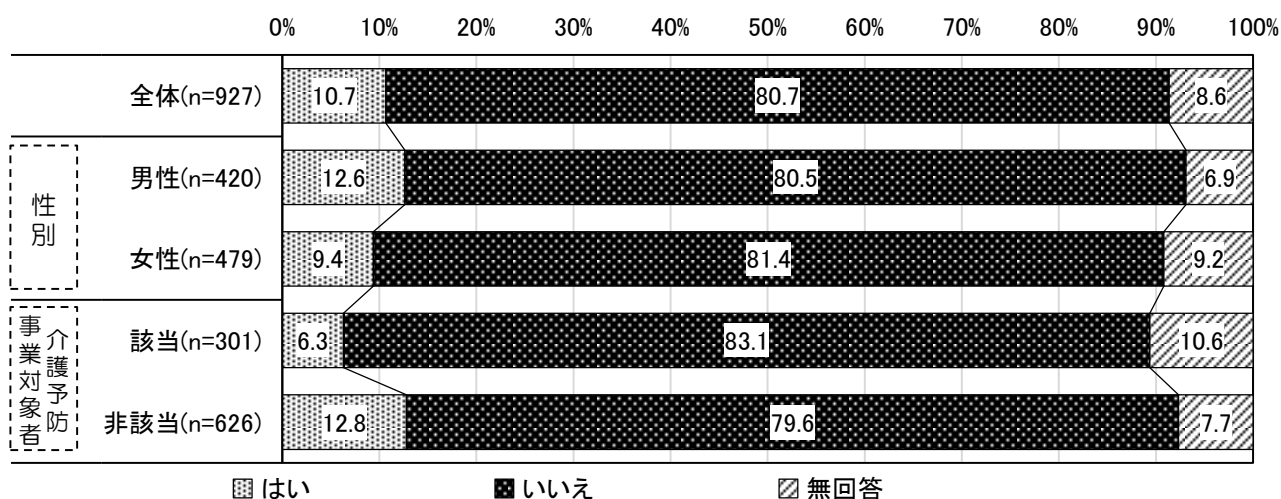
図表 介護予防事業に取り組むために必要な条件



⑧認知症に関する相談窓口を知っているか

全体では、「いいえ」が80.7%、次いで「はい」（10.7%）となっています。

図表 認知症に関する相談窓口を知っているか



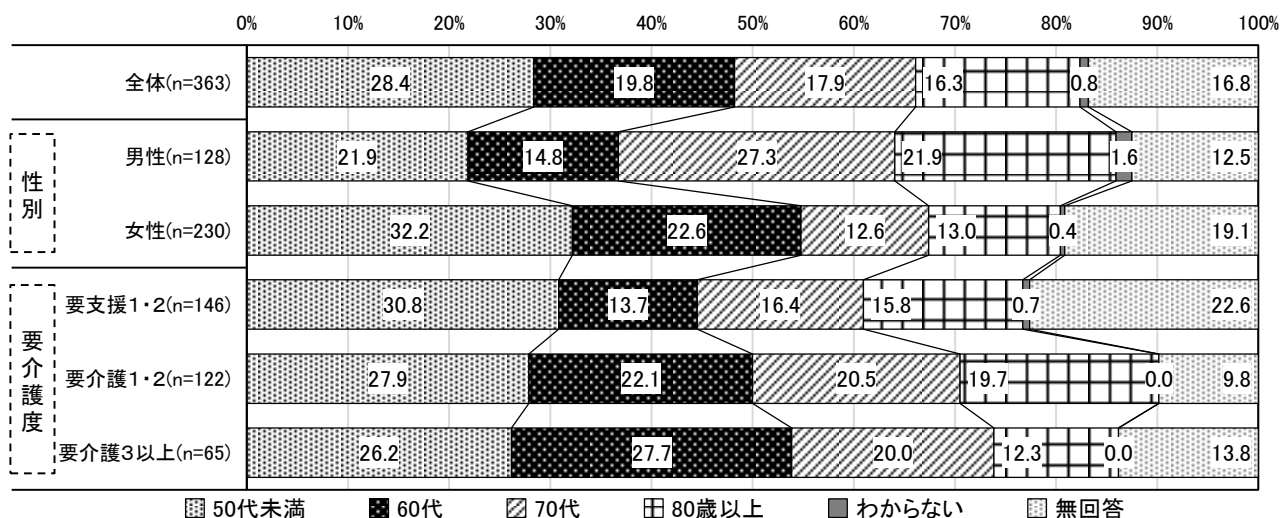
※小数点第2位以下を四捨五入しているため、割合の合計が100.0%とならない場合があります。

(2) 在宅介護実態調査

① 主な介護者の年齢

全体では、「50代未満」が28.4%、次いで「60代」(19.8%)、「70代」(17.9%)となっています。

図表 主な介護者の年齢

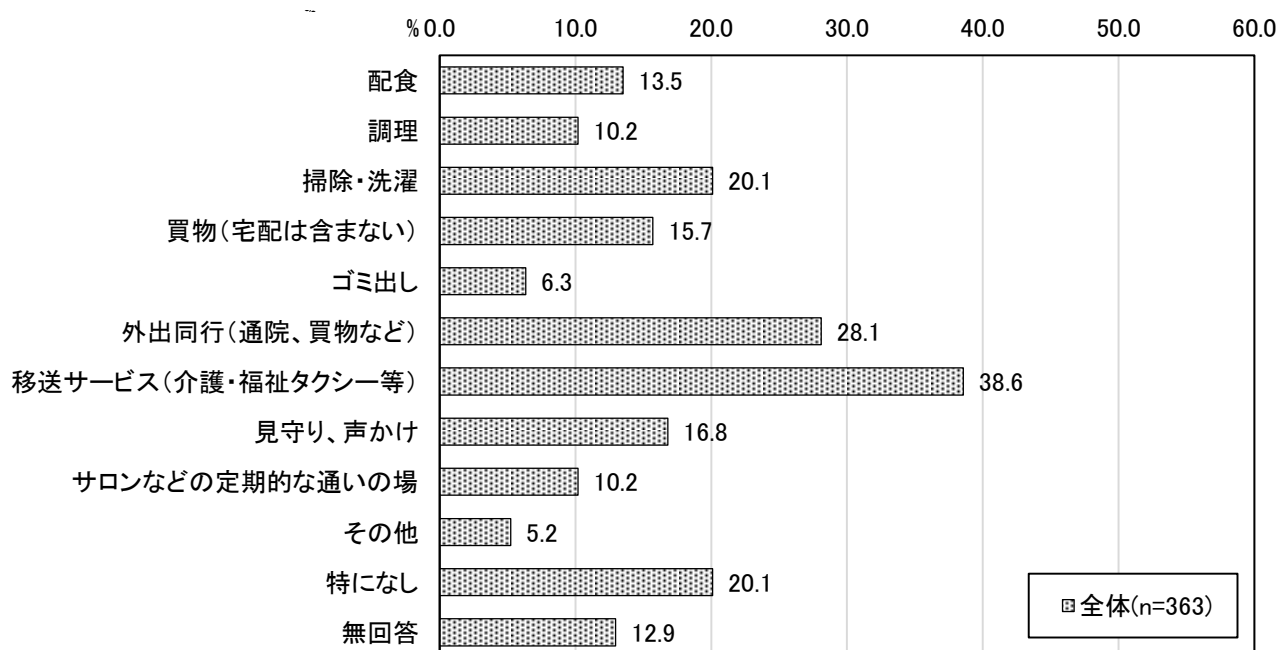


※小数点第2位以下を四捨五入しているため、割合の合計が100.0%とならない場合があります。

② 在宅生活の継続に必要な支援・サービス（複数回答）

全体では、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が38.6%、次いで「外出同行（通院、買物など）」(28.1%)、「掃除・洗濯」(20.1%)となっています。

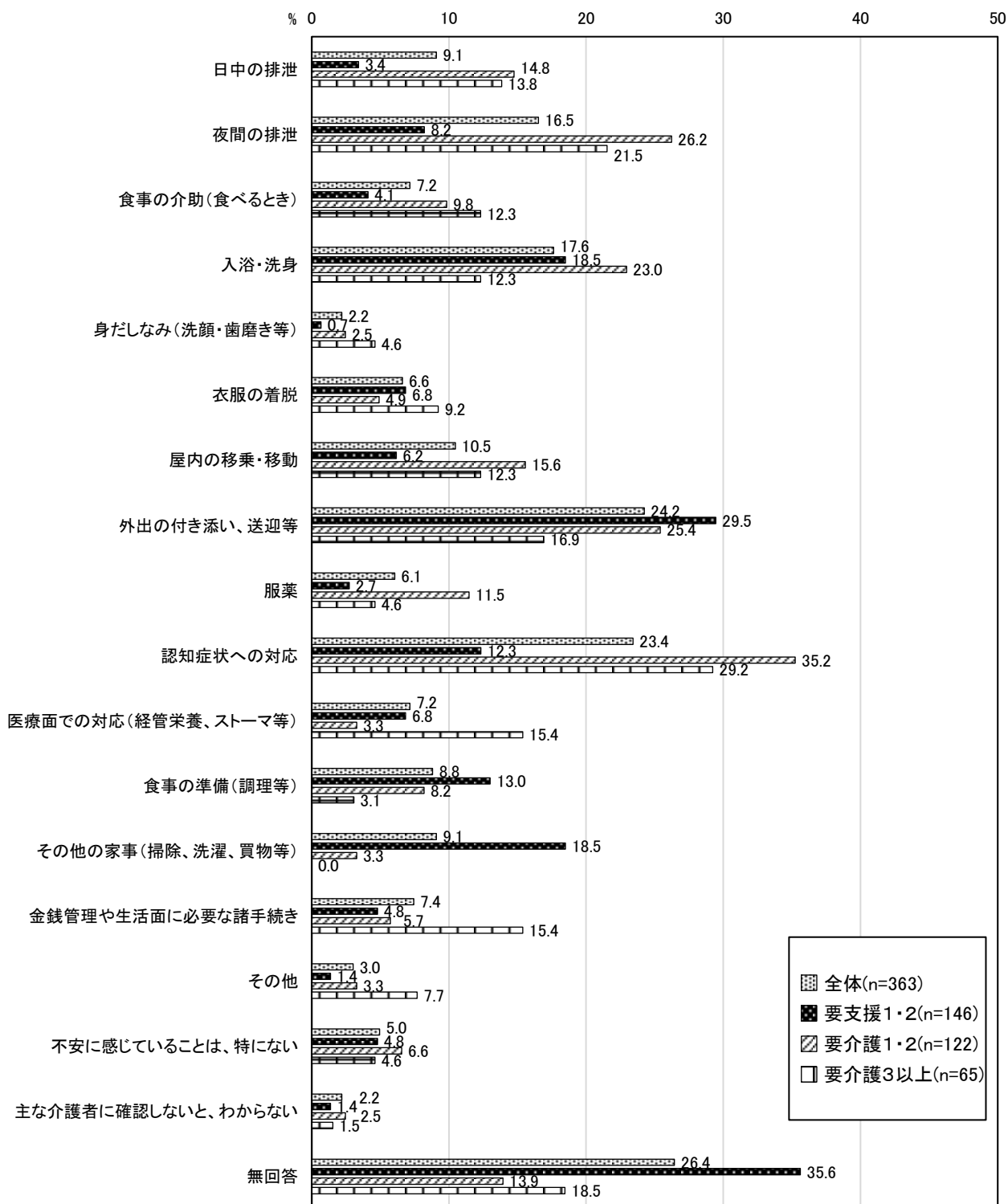
図表 在宅生活の継続に必要な支援・サービス



③主な介護者が不安に感じる介護内容（複数回答）

全体では、「外出の付き添い、送迎等」が24.2%、次いで「認知症状への対応」（23.4%）、「入浴・洗身」（17.6%）となっています。

図表 主な介護者が不安に感じる介護内容



3 高齢者施策の実施状況

(1) 第7期計画の評価・検証について

第7期計画の各施策の事業について、担当課の職員により以下のとおり評価を実施しました。各事業の評価はAからDの4段階で行っています。また、施策の評価は、各事業の評価を点数化して算出した事業の平均点に基づいて4段階で行っています。

図表 各事業の評価と施策の評価の算出方法

【各事業の評価】			
A:達成	(4点)	B:おおむね達成	(3点)
C:一部未達成	(2点)	D:実行しなかった	(1点)
【施策の評価】			
施策を達成するための事業の平均点が、			
3.5 以上=A	2.5 以上 3.5 未満=B	1.5 以上 2.5 未満=C	1.5 未満=D

図表 第7期計画の施策体系

基本目標		施策
1 健やかでいきいきした暮らしのための支援	→	(1) 健康づくりと生活習慣病 [*] の予防 (2) 生きがいづくりの推進 (3) 高齢者が活動しやすい生活環境づくり
2 地域での自立した暮らしのための支援	→	(1) 相談支援・情報提供体制の充実 (2) 地域包括支援センター [*] の機能強化 (3) 介護予防・重度化防止の推進 (4) 生活支援の充実 (5) 医療と介護の連携の推進 (6) 認知症対策の推進 (7) 参加と協働による地域福祉活動の推進 (8) 防災・防犯対策の推進
3 尊厳と権利が守られた暮らしのための支援	→	(1) 高齢者の人権尊重と虐待防止 [*] (2) 高齢者の権利擁護
4 安心できる暮らしのための介護保険制度の運営	→	(1) 介護サービスの充実 (2) 家族介護への支援 (3) 介護保険制度の適正・円滑な運営

(2) 各基本目標の施策評価状況

基本目標1 健やかでいきいきした暮らしのための支援

基本目標1の各施策、事業の評価は以下のとおりで、いずれの施策もB評価となりました。

C評価となった事業は、「骨粗しょう症予防の推進」「健康教育の推進」「歯科健診の推進」「グループ・サークル活動等の育成支援」となっています。

図表 基本目標1の評価

施策	事業評価				施策評価
	A	B	C	D	
(1) 健康づくりと生活習慣病の予防	2	8	3	0	B
(2) 生きがいづくりの推進	3	8	1	0	B
(3) 高齢者が活動しやすい生活環境づくり	0	6	0	0	B

C評価以下の事業

事業の課題

C. 骨粗しょう症予防の推進 → 30歳から検診が可能である一方で、受診者のほとんどが50歳以上であるため、若い世代への普及・啓発が課題です。

C. 健康教育の推進 → 健康づくりへの意識付けや住民ニーズに応じた講座等の開催について更なる検討を進めます。

C. 歯科健診の推進 → 成人歯科健診の実施により、異常の早期発見へ取り組むとともに、歯の健康に対する住民の意識を向上し、支援していきます。

C. グループ・サークル活動等の育成支援 → 総合福祉センターのクラブ活動など、世代の違う仲間づくりや生きがいを見つけるためのグループ・サークル活動等を支援します。

基本目標2 地域での自立した暮らしのための支援

基本目標2の各施策、事業の評価は以下のとおりで、いずれの施策もB評価となりました。

C評価となった事業は、「訪問による指導・助言」「生活支援と介護予防の充実」「介護予防・日常生活支援総合事業の提供」「街かどデイハウス支援事業の推進」「認知症ケアパス※の作成・普及」「家族に対する支援」「シルバーライフラインの充実（地域ケア体制整備事業）」となっています。

D評価となった事業は、「介護予防のための自主グループの育成・支援」となっています。

図表 基本目標2の評価

施策	事業評価				施策評価
	A	B	C	D	
(1) 相談支援・情報提供体制の充実	0	9	0	0	B
(2) 地域包括支援センターの機能強化	0	8	0	0	B
(3) 介護予防・重度化防止の推進	0	6	2	1	B
(4) 生活支援の充実	1	14	2	0	B
(5) 医療と介護の連携の推進	0	4	0	0	B
(6) 認知症対策の推進	1	8	2	0	B
(7) 参加と協働による地域福祉活動の推進	0	7	0	0	B
(8) 防災・防犯対策の推進	3	3	1	0	B

C評価以下の事業

事業の課題

C. 訪問による指導・助言 → 相談があった方しか対応ができていない状況です。

C. 生活支援と介護予防の充実 → ボランティア活動の場が限られており、サービスの展開・創出が課題です。

C. 介護予防・日常生活支援総合事業の提供 → 緩和サービスを行う事業所が限られており、利用することが難しく、従事者不足もあり、担い手の養成が課題です。

C. 街かどデイハウス支援事業の推進 → 令和元年度末で実施事業所が事業を終了したため、新たな実施事業所を探しています。

C. 認知症ケアパスの作成・普及 → ケアパスを作成したものの、周知する機会が少ない状況です。

C. 家族に対する支援 → 家族介護者が話し合える場が少なく、個々の相談対応となっています。

C評価以下の事業	事業の課題
----------	-------

C. シルバーライフラインの充実（地域ケア体制整備事業）	→ 災害時避難行動要支援者支援プランにおける支援者の確保が困難で、複数の要支援者を担当する支援者がいる状況です。また、支援者の高齢化が進んでいることもあり、新たな支援者の確保が課題です。
------------------------------	---

D. 介護予防のための自主グループの育成・支援	→ 自主グループが少なく、担い手の育成とともに、立ち上げの検討が課題です。
-------------------------	---------------------------------------

基本目標3 尊厳と権利が守られた暮らしのための支援

基本目標3の各施策、事業の評価は以下のとおりで、B評価が1つ、C評価が1つとなりました。

C評価となった事業は、「虐待対応システムの充実」「権利擁護体制の整備・充実」となっています。

D評価となった事業は、「施設等における身体拘束ゼロ※の取組の促進」「本人や家族に対する理解啓発」となっています。

図表 基本目標3の評価

施策	事業評価				施策評価
	A	B	C	D	
(1) 高齢者の人権尊重と虐待防止	0	5	1	2	C
(2) 高齢者の権利擁護	1	4	1	0	B

C評価以下の事業	事業の課題
----------	-------

C. 虐待対応システムの充実	→ 必要に応じてケースカンファレンス※を実施することや、マニュアル作成が課題です。
----------------	---

C. 権利擁護体制の整備・充実	→ 福祉関係者に対する研修会が少なく、個々の対応が大きい状況です。
-----------------	-----------------------------------

D. 施設等における身体拘束ゼロの取組の促進	→ 介護保険施設や認知症高齢者※グループホームへの職員研修等の実施の働きかけや、相談・指導等の実施ができていないので、今後取組を進めていきます。
------------------------	--

D. 本人や家族に対する理解啓発	→ パンフレット等を活用した啓発を図っていきます。
------------------	---------------------------

基本目標4 安心できる暮らしのための介護保険制度の運営

基本目標4の各施策、事業の評価は以下のとおりで、B評価が3つとなりました。

C評価となった事業は、「医療との連携によるきめ細かなサービスの提供」「介護保険制度等の普及・啓発」「介護給付適正化に向けた取組の推進」「医療情報との突合」「縦覧点検」「給付実績の活用」となっています。

D評価となった事業は、「社会福祉法人等による利用者負担額減免措置制度の利用促進」となっています。

図表 基本目標4の評価

施策	事業評価				施策評価
	A	B	C	D	
(1) 介護サービスの充実	0	5	1	0	B
(2) 家族介護への支援	0	3	0	0	B
(3) 介護保険制度の適正・円滑な運営	1	20	5	1	B

C評価以下の事業

事業の課題

C. 医療との連携による
きめ細かなサービスの提供

→

入退院支援や在宅看取り等の支援の窓口となるため、引き続き関係機関への普及・啓発を進めます。

C. 介護保険制度等の普及・啓発

→

パンフレットの点字版や外国語版などの作成が課題となっています。

C. 介護給付適正化に向けた取組の推進

→

大阪府国民健康保険団体連合会より提供された適正化データの活用（分析・評価など）を進めます。

C. 医療情報との突合

→

C. 縦覧点検

→

C. 給付実績の活用

→

知識が必要な業務であるので、人事異動や人員配置等の影響もあり、照会するまでには至っていない状況です。

D. 社会福祉法人等による利用者負担額減免措置制度の利用促進

→

制度を実施する社会福祉法人等がない状況であるため、制度の周知が課題となっています。

4 介護保険事業の実施状況

「忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 2018」の策定時に、平成 30 年度から令和 2 年度分の高齢者数・要介護認定者数、介護給付費・予防給付費・地域支援事業費などを見込み、各種サービスを運営してきました。そこで、計画値と実績値から対計画比を算出し、どの程度計画どおりに取り組むことができたかを明らかにし、今後の方針検討に活用します。（以降の表について、対計画比に上下 10 ポイント以上の乖離がある項目には、網掛けをしています。）

（１）要支援・要介護認定者の状況

第 1 号被保険者数・要介護認定者数・要介護認定率は、実績値が計画値を下回りましたが、10 ポイント以上の乖離があるものは見られませんでした。

図表 要支援・要介護認定者の計画値・実績値・対計画比

項目	単位	計画値		実績値		対計画比	
		平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度
第1号被保険者数	人	4,882	4,856	4,841	4,819	99.2%	99.2%
要介護認定者数	人	1,030	1,059	1,003	1,005	97.4%	94.9%
要介護認定率	%	21.1	21.8	20.7	20.9	98.2%	95.6%

（２）総給付費とサービス系列別給付費の状況

各サービス系列別給付費の実績値が計画値を下回りましたが、10 ポイント以上の乖離があるものは見られませんでした。

図表 総給付費とサービス系列別給付費の計画値・実績値・対計画比

項目	単位	計画値		実績値		対計画比	
		平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度
総給付費	千円	1,392,872	1,430,910	1,334,284	1,368,956	95.8%	95.7%
施設サービス	千円	233,964	240,998	217,600	230,241	93.0%	95.5%
居住系サービス	千円	84,549	87,702	76,823	80,418	90.9%	91.7%
在宅サービス	千円	1,074,359	1,102,210	1,039,860	1,058,297	96.8%	96.0%

①施設サービスの内訳

給付費について見ると、介護老人保健施設の実績値が計画値を大きく上回り、介護療養型医療施設の実績値が計画値を大きく下回りました。利用者数について見ると、介護療養型医療施設については給付費同様、実績値が計画値を大きく下回っています。

図表 施設サービス給付費の計画値・実績値・対計画比

項目	単位	計画値		実績値		対計画比	
		平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度
介護老人福祉施設	千円	120,595	120,649	115,251	112,481	95.6%	93.2%
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	千円	0	0	0	0	-	-
介護老人保健施設	千円	91,279	98,249	94,753	111,074	103.8%	113.1%
介護医療院	千円	0	0	0	2,364	-	-
介護療養型医療施設	千円	22,090	22,100	7,596	4,323	34.4%	19.6%

図表 施設サービス利用者数の計画値・実績値・対計画比

項目	単位	計画値		実績値		対計画比	
		平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度
介護老人福祉施設	人	528	528	488	477	92.4%	90.3%
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人	0	0	0	0	-	-
介護老人保健施設	人	336	360	352	388	104.8%	107.8%
介護医療院	人	0	0	0	5	-	-
介護療養型医療施設	人	60	60	20	11	33.3%	18.3%

②居住系サービスの内訳

平成 30 年度において特定施設入居者生活介護の実績値が計画値を大きく下回りましたが、令和元年度には対計画比 98.4%となっています。利用者数について見ると、特定施設入居者生活介護は平成 30 年度で実績値が計画値を大きく下回りましたが、令和元年度には実績値が計画値を大きく上回っています。

図表 居住系サービス給付費の計画値・実績値・対計画比

項目	単位	計画値		実績値		対計画比	
		平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度
特定施設入居者生活介護	千円	13,895	13,902	8,406	13,675	60.5%	98.4%
地域密着型特定施設入居者生 活介護	千円	0	0	0	0	-	-
認知症対応型共同生活介護	千円	70,654	73,800	68,417	66,743	96.8%	90.4%

図表 居住系サービス利用者数の計画値・実績値・対計画比

項目	単位	計画値		実績値		対計画比	
		平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度
特定施設入居者生活介護	人	84	84	57	93	67.9%	110.7%
地域密着型特定施設入居者生 活介護	人	0	0	0	0	-	-
認知症対応型共同生活介護	人	264	276	261	254	98.9%	92.0%

③在宅サービスの内訳

令和元年度を見ると、訪問入浴介護・地域密着型通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護（老健）・特定福祉用具購入費・住宅改修費で計画値を大きく下回りました。特に地域密着型通所介護は48.1%と、実績値が計画値の半分を下回っています。

反対に、訪問リハビリテーション・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は計画値を大きく上回りました。特に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は202.8%と、計画値の2倍以上となっています。

利用者数について見ると訪問介護の利用者数は、実績値が計画値を大きく下回っていますが、1人1月あたり利用日数・回数では実績値が計画値を大きく上回っています。訪問看護については、利用者数において実績値が計画値を大きく上回っている一方で、1人1月あたり利用日数・回数では実績値が計画値を大きく下回っています。

図表 在宅サービス給付費の計画値・実績値・対計画比

項目	単位	計画値		実績値		対計画比	
		平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度
訪問介護	千円	325,328	331,205	342,083	360,175	105.2%	108.7%
訪問入浴介護	千円	16,312	16,319	12,276	10,485	75.3%	64.3%
訪問看護	千円	36,375	37,513	32,435	36,298	89.2%	96.8%
訪問リハビリテーション	千円	28,840	30,220	31,141	33,449	108.0%	110.7%
居宅療養管理指導	千円	27,721	28,776	25,154	29,346	90.7%	102.0%
通所介護	千円	229,151	236,424	223,568	227,939	97.6%	96.4%
地域密着型通所介護	千円	51,691	53,087	30,182	25,521	58.4%	48.1%
通所リハビリテーション	千円	107,859	113,351	96,843	95,476	89.8%	84.2%
短期入所生活介護	千円	25,517	26,085	29,457	22,246	115.4%	85.3%
短期入所療養介護（老健）	千円	16,068	16,075	9,128	10,491	56.8%	65.3%
短期入所療養介護（病院等）	千円	0	0	818	776	-	-
福祉用具貸与	千円	66,608	67,679	65,001	66,209	97.6%	97.8%
特定福祉用具購入費	千円	3,911	3,911	2,634	2,111	67.4%	54.0%
住宅改修費	千円	8,965	8,965	7,160	6,821	79.9%	76.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	千円	3,195	3,196	6,264	6,482	196.1%	202.8%
夜間対応型訪問介護	千円	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	千円	0	0	0	0	-	-
小規模多機能型居宅介護	千円	28,800	28,813	32,875	30,074	114.1%	104.4%
看護小規模多機能型居宅介護	千円	0	0	0	0	-	-
介護予防支援・居宅介護支援	千円	98,018	100,591	92,841	94,397	94.7%	93.8%

図表 在宅サービス利用者数の計画値・実績値・対計画比

項目	単位	計画値		実績値		対計画比	
		平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度
訪問介護	人	4,308	4,392	3,575	3,472	83.0%	79.1%
訪問入浴介護	人	204	204	145	127	71.1%	62.3%
訪問看護	人	1,116	1,152	1,185	1,331	106.2%	115.5%
訪問リハビリテーション	人	852	888	846	931	99.3%	104.8%
居宅療養管理指導	人	1,908	1,980	1,715	1,933	89.9%	97.6%
通所介護	人	2,736	2,820	2,687	2,891	98.2%	102.5%
地域密着型通所介護	人	744	768	420	326	56.5%	42.4%
通所リハビリテーション	人	1,764	1,860	1,687	1,732	95.6%	93.1%
短期入所生活介護	人	300	312	347	271	115.7%	86.9%
短期入所療養介護（老健）	人	156	156	125	130	80.1%	83.3%
短期入所療養介護（病院等）	人	0	0	9	11	-	-
福祉用具貸与	人	5,748	5,916	5,800	6,072	100.9%	102.6%
特定福祉用具購入費	人	132	132	93	71	70.5%	53.8%
住宅改修費	人	108	108	93	75	86.1%	69.4%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	24	24	46	39	191.7%	162.5%
夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	人	0	0	0	0	-	-
小規模多機能型居宅介護	人	216	216	226	205	104.6%	94.9%
看護小規模多機能型居宅介護	人	0	0	0	0	-	-
介護予防支援・居宅介護支援	人	8,520	8,748	7,868	8,089	92.3%	92.5%

図表 在宅サービス1人1月あたり利用日数・回数（要支援）の計画値・実績値・対計画比

項目	単位	計画値		実績値		対計画比	
		平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度
訪問入浴介護	回	-	-	-	-	-	-
訪問看護	回	4.8	4.8	5.3	4.6	112.1%	95.8%
訪問リハビリテーション	回	9.7	9.7	11.3	10.7	116.5%	109.8%
短期入所生活介護	日	-	-	5.2	4.0	-	-
短期入所療養介護（老健）	日	-	-	-	-	-	-
短期入所療養介護（病院等）	日	-	-	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	回	-	-	-	-	-	-

図表 在宅サービス1人1月あたり利用日数・回数（要介護）の計画値・実績値・対計画比

項目	単位	計画値		実績値		対計画比	
		平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度
訪問介護	回	29.1	29.0	36.4	40.3	125.3%	138.7%
訪問入浴介護	回	6.6	6.6	6.8	6.5	103.3%	99.2%
訪問看護	回	7.2	7.2	6.0	6.0	83.4%	83.3%
訪問リハビリテーション	回	12.6	12.6	13.2	13.2	105.4%	104.7%
通所介護	回	10.6	10.6	11.1	10.9	104.1%	102.5%
地域密着型通所介護	回	8.9	8.9	9.2	9.4	103.1%	106.2%
通所リハビリテーション	回	8.7	8.7	8.6	8.7	98.2%	99.3%
短期入所生活介護	日	10.1	10.0	10.4	10.1	102.5%	101.0%
短期入所療養介護（老健）	日	8.3	8.3	6.1	6.7	73.3%	80.1%
短期入所療養介護（病院等）	日	-	-	8.6	8.5	-	-
認知症対応型通所介護	日	-	-	-	-	-	-

(3) 地域支援事業費の状況

令和元年度を見ると、地域支援事業合計の実績値が計画値を大きく下回りました。包括的支援事業・任意事業は平成30年度・令和元年度共に、実績値が計画値を大きく下回っています。

図表 地域支援事業費の計画値・実績値・対計画比

項目	単位	計画値		実績値		対計画比	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
地域支援事業合計	千円	102,438	106,299	92,328	92,124	90.1%	86.7%
介護予防・日常生活支援総合事業	千円	62,912	65,685	61,345	69,483	97.5%	105.8%
包括的支援事業・任意事業	千円	39,526	40,614	30,983	22,641	78.4%	55.7%

①介護予防・日常生活支援総合事業の内訳

介護予防・日常生活支援総合事業について見ると、令和元年度において通所型サービス・高額介護予防サービス費相当事業の実績値が計画値を大きく上回りました。

図表 介護予防・日常生活支援総合事業費の計画値・実績値・対計画比

項目	単位	計画値		実績値		対計画比	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
訪問型サービス	千円	28,024	29,415	28,910	31,928	103.2%	108.5%
通所型サービス	千円	18,683	19,610	21,439	26,909	114.7%	137.2%
介護予防ケアマネジメント	千円	8,989	9,435	4,941	5,333	55.0%	56.5%
審査支払手数料	千円	179	188	169	196	94.6%	104.3%
高額介護予防サービス費相当事業	千円	50	50	51	66	101.3%	131.4%
一般介護予防事業	千円	6,987	6,987	6,055	5,312	86.7%	76.0%

図表 介護予防・日常生活支援総合事業利用者数の計画値・実績値・対計画比

項目	単位	計画値		実績値		対計画比	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
訪問型サービス	人	134	141	141	142	105.2%	100.7%
通所型サービス	人	71	75	99	103	139.4%	137.3%

②包括的支援事業・任意事業の内訳

包括的支援事業・任意事業について見ると、いずれにおいても実績値と計画値に大きな乖離が見られます。

図表 包括的支援事業・任意事業費の計画値・実績値・対計画比

項目	単位	計画値		実績値		対計画比	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
地域包括支援センターの運営	千円	26,155	27,038	21,799	11,528	83.3%	42.6%
在宅医療・介護連携推進事業	千円	3,377	3,377	1,257	2,937	37.2%	87.0%
認知症総合支援事業	千円	68	68	0	138	0.0%	202.2%
生活支援体制整備事業	千円	2,908	2,908	2,573	2,539	88.5%	87.3%
地域ケア会議	千円	331	331	2	1	0.6%	0.2%
任意事業	千円	6,687	6,892	5,353	5,499	80.0%	79.8%

5 第7期計画の基本目標ごとに見た本町の課題

(1) 健やかでいきいきした暮らしの実現に向けて

- 高齢者のうち、後期高齢者の占める割合は令和2年時点で 53.6%となっていますが、令和12年には63.6%まで上昇すると見込まれます。
- 閉じこもりリスクに該当する方は13.5%となっており、85歳以上では該当率は34.7%と、年齢が高くなると該当率も高くなっています。
- 生きがいの有無について、「生きがいあり」と回答した方は全体で48.9%となっています。
- 生きがいや元気を保つために必要だと思うことでは、半数の方が「家族・親族とのふれあい」と回答し、「旅行」や「スポーツ」、「趣味のサークル、教室への参加」といった回答も多くなっています。
- 「総合福祉センターを利用したことがない」と回答した方が7割となっています。利用しない理由としては、「何をしているのか知らない」という回答が最も多くなっています。



健やかでいきいきと生活していくためには、早い段階からの健康づくりへの取組や、生活の中に生きがいを感じられる機会があることが重要です。このためにも、健康の増進等に関する取組を推進する総合福祉センターのより一層の周知に努めるとともに、更なる活用について検討していくことが必要です。また、高齢者になる前の方を中心に、健康づくりに向けた意識・啓発を図っていくことも、今後のまちづくりを見据えると重要な視点となります。

そして、高齢者の生きがい創出に向けて、地域活動への参加促進や就労しやすい環境づくりについて検討し、いきいきと暮らすことのできるまちの実現をめざします。

(2) 地域での自立した暮らしのための支援体制の整備に向けて

- 要支援・要介護認定率は、府より低い一方で、全国よりも高い傾向にあります。
- 高齢夫婦のみ世帯、高齢単身世帯共に増加傾向にあり、高齢夫婦のみ世帯は平成27年時点で781世帯、高齢単身世帯は平成27年時点で896世帯となっています。
- 介護予防に関心があると回答した方は約70%いるにもかかわらず、介護予防のための通いの場へ月に1～3回以上参加している方は3%未満となっています。
- 介護予防に関心がある場合の、介護予防の通いの場への参加率が高くなっています。
- 認知機能リスクに該当している方は61.2%と高くなっています。しかし、認知症に関する相談窓口を知っていると回答した方は10.7%にとどまっています。



できるだけ長く地域で自立して生活するためにも、介護予防・重度化防止へ住民それぞれが取り組むとともに、取り組みやすい環境を整備することが重要です。介護予防については、関心が高いほど通いの場へも参加する傾向にあるため、周知・啓発をより一層推進していくことが重要です。

また、認知症になっても安心して生活できるように、認知症に関する相談窓口の周知や認知症に関する地域の理解を深め、認知症になっても共生していくことのできるまちの実現をめざします。

（３）尊厳と権利が守られた暮らしのための支援体制の整備に向けて

- 総人口のうち、高齢者が占める割合は今後も上昇し、令和 22 年には 35.0%になると見込まれています。
- 物忘れが多いと感じるかについて、「はい」の回答が 46.5%となっています。
- 預貯金のおし入れについて、「できない」の回答が 3.3%となっています。
- 主な介護者は「子」が多くなっており、働く世代の方が大勢いると想定されます。
- 忠岡小学校6年生、東忠岡小学校5年生を対象に、社会福祉協議会と連携して車いす体験を実施しています。
- 虐待対応として、ケースカンファレンスの実施や、マニュアル作成を進める必要があります。



高齢者の尊厳と権利が守られた暮らしを実現していくためにも、地域における高齢者福祉に関する啓発を図ることが重要です。このため、学校における福祉教育や地域の高齢者との交流を促進するなど、福祉意識の啓発に努めます。また、高齢者虐待の対策として、関係機関と対応のマニュアル化を推進するとともに、介護者の負担軽減にも努めます。

さらに、高齢者の権利擁護として、成年後見制度[※]の利用促進等についても検討を進めます。

（４）安心できる暮らしのための介護保険制度の運営

- 第1号被保険者1人あたり給付月額を見ると、令和元年に 23,796 円となっており、全国や泉北地域と比べて高い月額となっています。
- 「外出の付き添い、送迎等」は、主な介護者による介護内容（49.9%）、主な介護者が不安に感じる介護内容（24.2%）ともに上位に来ています。
- 主な介護者の働き方の調整では、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」（31.0%）が上位に来ています。
- 仕事と介護との両立に必要な支援においては、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」（27.0%）が上位であり、仕事をしながら、柔軟に時間の調整ができることが求められています。
- 第7期計画期間中の介護保険事業の実績として、要支援・要介護認定者数の状況や総給付費・サービス系列別給付費の計画値と大きな乖離は見られませんでした。



住み慣れた地域で安心して生活していくためにも、必要に応じて適切なサービスを利用できる環境が重要です。介護保険サービス利用者の増加が想定される中で、今後も介護保険制度を安定的に維持・運営していくために、住民のニーズに応じてサービス提供体制の確保を図りながらも、介護給付の適正化等や介護人材確保に向けた取組、情報の提供についてもより一層推進します。

また、できるだけ長く住み慣れた在宅での生活が継続できるように、家族介護者のニーズに応じた支援の拡充についても検討します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と将来像

本町の最上位計画である第6次総合計画では、以下の考え方から将来像キャッチフレーズを「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち ただおか」と設定しています。

【第6次総合計画における将来キャッチフレーズの考え方】

忠岡町は日本一小さく、家から一歩外に出れば人とつながり、産業が盛んで、日中には多くの人が集まるまちです。総合計画では、本町で暮らす人がまちを誇りに思うことができ誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる取組、あるいは本町がこれからもまちとして持続可能であり続けるために、本町の限りある資源を有効活用し実態に寄り添ったまちづくりを実施します。

また、全国的に人口減少の傾向があり、本町もまた人口減少が進むと推測されており、本町においても子育て世代の転出が多くなっています。町の将来を鑑み、子育て世代への訴求力が重要さを増していることを踏まえ、子育て世代が過ごしやすい環境の充実に課題と捉えます。その他、高齢者の健康寿命[※]の延伸などを行いながら、誰もがいつまでも暮らし続けることのできるまちづくりが求められています。

こういった目標を実現するために、忠岡町に住む住民一人ひとりが、自分達のまちに関心を持ち、まちづくりに参加するような環境づくりを推進することで、住民同士が支え合い、積極的な改善を図り、誰にとっても魅力的で、安全・安心に暮らし続けることのできるまちづくりを実現することができます。

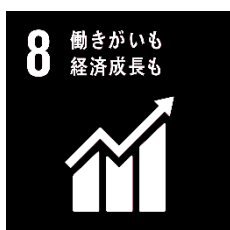
それらを踏まえ、実情にあった取組を通じて日本一小さな本町ならではのまちづくりをめざし、新しい総合計画の将来像を、「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち ただおか」と設定します。

町の最上位計画である第6次総合計画の考え方を踏襲しつつ、第7期計画までの将来像である「みんなでつくろう 健康長寿と安心介護のまち」を鑑み、本計画では以下のような将来像を設定しました。

本計画の将来像

つながり つどい 支え合う 健康長寿と安心介護のまち ただおか

第6次忠岡町総合計画で示された 高齢者福祉施策に該当する SDGs[※]の分野



SDGsは持続的な開発目標と言われ、各国はこの実現に取り組むこととなっています。SDGsは私達がこれからも地球上で生活し続けるために大切にしなければいけないことを示したものであり、環境や教育、人権や健康についてなどを含んだ、17の目標からなります。

2 将来像の実現に向けた4つの基本目標

将来像の実現に向けて、以下の基本目標を掲げます。

基本目標1 健やかでいきいきした暮らしのための支援

つながり

つどい

健康長寿

本目標は将来像の、「つながり」、「つどい」、「健康長寿」と関連します。

生活習慣病予防等に向けた各種保健事業等の実施により、若年層から高齢者まで多世代の健康づくりを推進します。また、高齢者が地域社会の一員として自分らしく充実した暮らしを続けられるよう、総合福祉センター等を中心に人のつながりやつどいの場を創出するとともに、誰もが活動しやすい生活環境づくりを進め、健やかでいきいきした暮らしの実現をめざします。

基本目標2 地域での自立した暮らしのための支援

つながり

支え合い

健康長寿

本目標は将来像の、「つながり」、「支え合い」、「健康長寿」と関連します。

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の包括的な確保をめざす地域包括ケアの構築を推進するため、相談支援体制や各種情報提供、医療・介護の連携、地域包括支援センターの機能強化、介護予防やリハビリテーション、認知症の人と共に生きるまちづくり、支え合いの地域づくり、防災・防疫対策など多方面から地域での自立した暮らしの実現をめざします。

基本目標3 尊厳と権利が守られた暮らしのための支援

支え合い

本目標は将来像の、「支え合い」と関連します。

人権尊重と虐待防止を推進するため、住民の意識醸成に努めるとともに、関係機関と連携して虐待防止の体制整備にも努めます。また、今後更なる高齢化に伴う認知症の高齢者の増加が想定される中で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を進めていき、尊厳と権利が守られた暮らしの実現をめざします。

基本目標4 安心できる暮らしのための介護保険制度の運営

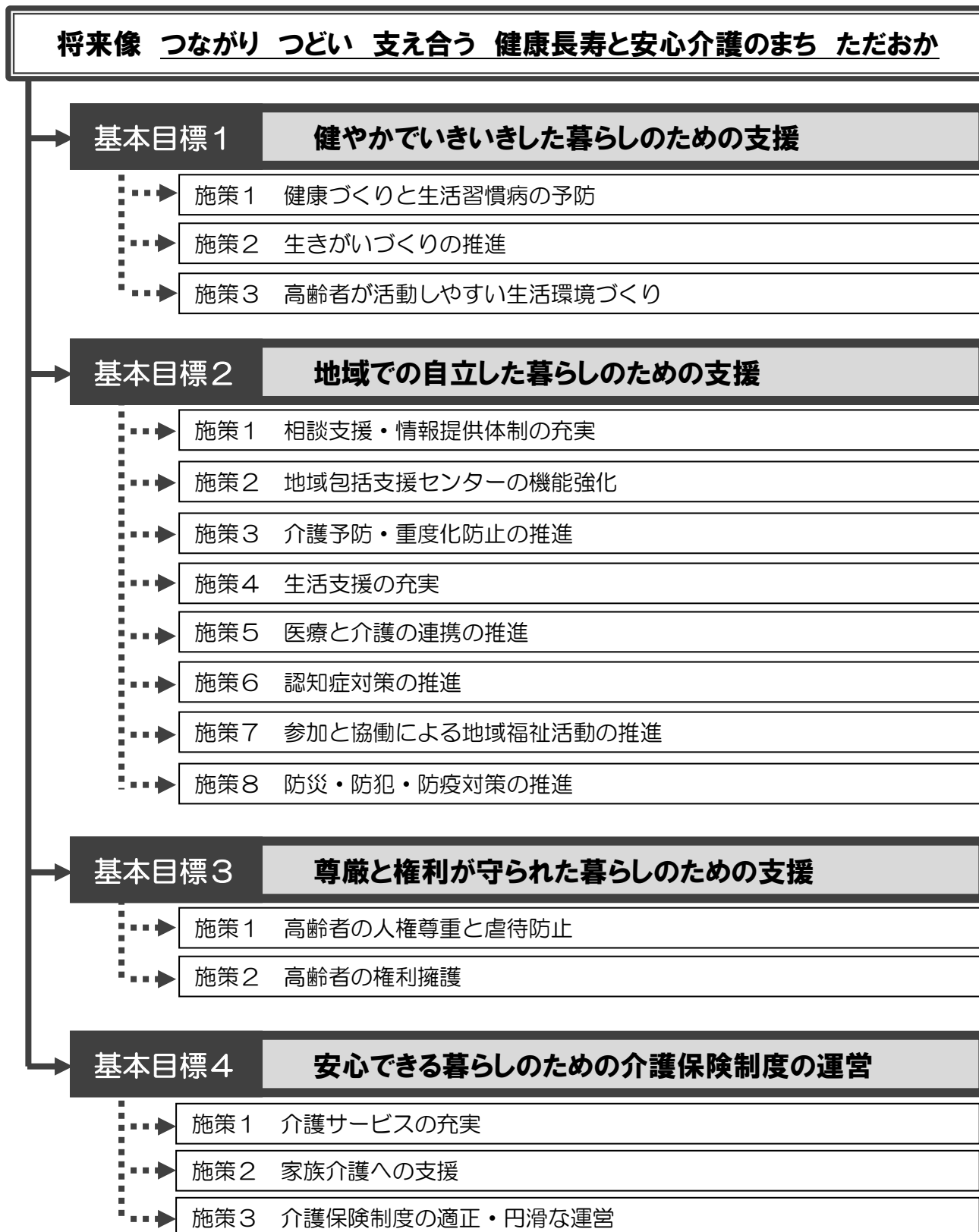
安心介護

本目標は将来像の、「安心介護」と関連します。

高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で生活を続けられるよう、介護サービスの確保・充実に努めるとともに、介護人材の確保・負担軽減にも努め、介護保険サービスの安定的な供給体制を整備します。また、家族介護者の負担軽減や介護保険制度の持続に向けた介護給付の適正化についても推進し、安心できる暮らしのための介護保険制度の運営を実現します。

3 施策の体系

本計画は以下の施策体系に基づき、各種取組を推進します。



第4章 施策の展開

基本目標1 健やかでいきいきした暮らしのための支援

(1) 健康づくりと生活習慣病の予防

「忠岡町健康づくり・食育推進計画」を踏まえ、生活習慣病予防等に向けた各種保健事業を実施するとともに、健康づくり意識の普及啓発や健康相談など、住民の健康に関して抱える悩み事の解消や、健康に対する意識の醸成を図り、若年層から高齢者までライフステージごとや健康分野別の健康づくりを進めます。

さらに、今後は各種保健事業と介護予防事業を連携することで、より効果的に両事業を推進していきます。

①健康づくりの推進

事業名（担当課）	内容
健康づくり意識の普及啓発 （保健センター）	高血圧や禁煙など、健康増進月間や週間に合わせ、パネルや模型の展示などを行うとともに、広報やホームページを活用し、健康づくりに関する知識の普及啓発を進めます。
健康づくり活動への支援 （保健センター）	保健師や管理栄養士が生活状況などを聞き取り、住民に対してライフスタイル※に合わせ自己管理できるよう支援します。 また、かかりつけ医と連携して生活改善を指導するなど、地域の中で健康生活をサポートしていく体制整備を行います。
健康手帳の活用 （保健センター）	日常的な健康状態を継続的に記録し、自らの健康管理に役立てられるよう、健診を受診された方や手帳取得を希望された方に手帳の交付や取得方法を周知し、健康手帳の効果的な活用促進を図ります。
健康相談の推進 （保健センター）	健康に関する相談を窓口、電話にて常時受け付けし、必要に応じ医療機関等の関係機関へつなぎ、住民の不安解消に努めます。
がん検診等の推進 （保健センター／保険課）	がん疾病を予防するため、初めてがん検診の対象となる方への無料検診ハガキの送付やがん検診重点勧奨者への勧奨ハガキの送付など、個別のアプローチに合わせ、SNS等を活用した普及啓発を行います。
骨粗しょう症予防の推進 （保健センター）	骨粗しょう症を予防し、転倒による骨折から寝たきりを予防するため、30歳から骨粗しょう症検診を実施し、若い世代から骨粗しょう症への関心、骨密度の維持促進を図ります。
予防接種 （保健センター）	高齢者インフルエンザと肺炎球菌ワクチン予防接種の実施及び費用の助成を行い、発病及び重症化への予防を図ります。
健康支援システムによる健康施策の推進 （保健センター）	「健康支援システム」を活用し、乳幼児健診、住民健診、予防接種の受診履歴等から住民一人ひとりの健康管理を支援するとともに、健康データの分析・活用により、本町の特性に応じた健康施策の推進に取り組みます。

②生活習慣病の予防の推進

事業名	内容
特定健康診査の推進 (保険課)	がん検診とのセット受診可能な日程、休日健診の実施など受診しやすい体制づくりを行うとともに、個別電話勧奨や広報、ハガキ等による受診勧奨を行います。また、インセンティブ制度を導入し、健康づくりへの積極的・自主的な取組を推進します。
特定保健指導の推進 (保険課)	保健師と管理栄養士が連携し、特定健康診査受診者への結果説明や指導を行います。また、特定保健指導対象者については、個人の状況に応じた指導・支援を、経過を見ながら行います。
健康教育の推進 (保健センター／高齢介護課／地域福祉課)	糖尿病や高血圧、認知症やフレイル予防など住民に身近な健康に関する講座を行い、健康への意識づけや正しい知識の普及啓発を進めます。
訪問指導 (保健センター)	保健師等が訪問指導を行い、家庭内での状況を把握しながら、より具体的な生活習慣の改善、指導を行います。
歯科健診の推進 (保健センター)	成人歯科健診事業の周知や受診勧奨を行うとともに、若い世代から歯周疾患の予防のための知識の普及、啓発を図ります。また、高齢時の残歯の本数の増加、口腔ケアや嚥下機能の維持・向上などライフステージに応じた啓発を行います。

(2) 生きがいつくりの推進

高齢者が地域社会の一員として自分らしく充実した暮らしを続けられるよう、総合福祉センターにおける事業の周知についても積極的に努め、多様な社会参加を促進します。地域社会で楽しみや生きがいを感じられる機会、地域の担い手として活躍できる場の充実をめざし、老人クラブやシルバー人材センター※への支援に取り組みます。

また、就労促進については、今後は就労的活動支援コーディネーター※の配置についても検討を進めます。

①生涯学習の推進

事業名（担当課）	内容
各種講座の提供 （生涯学習課）	文化会館を中心に、高齢者等の多様なニーズを踏まえた学習系の連続講座開講を検討するとともに、その時々的情勢を踏まえた講座の充実を図ります。
生涯スポーツの推進 （生涯学習課）	体育大会やマラソン大会等を開催するとともに、スポーツ推進委員協議会と連携し、チャレンジ・ザ・ウォークを開催するなど、スポーツを楽しむ機会の提供・拡充に努めます。
グループ・サークル活動等の育成支援 （生涯学習課）	クラブの発表の場となっている文化協会主催の文化祭、ふれあいフェスティバル、音楽祭の開催を支援します。

②社会参加の推進

事業名（担当課）	内容
老人クラブの運営支援 （地域福祉課）	老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいや健康づくり、地域社会との交流を支援します。
総合福祉センター等における事業の推進 （高齢介護課）	総合福祉センターにおける各種相談の受付や、総合福祉センター及び東忠岡老人いきいの家における健康増進や教養の向上、クラブ・レクリエーション活動などの事業を推進します。 また、周知を進めることにより、多くの人の利用の促進を図ります。
老人福祉農園の運営 （高齢介護課）	心身の健康の保持や高齢者相互の親睦を深める機会を提供する老人福祉農園を実施するとともに、周知を進め、利用者の増加を図ります。
健康と生きがいつくりの推進 （高齢介護課）	町社会福祉協議会において子どもとの世代間交流や各サークル・クラブによる施設等への慰問活動を行うとともに、健康づくりのためグラウンドゴルフ大会等を実施します。

③就労支援

事業名（担当課）	内容
シルバー人材センターの活動の支援 （高齢介護課）	健康で働く意欲のある高齢者（60歳以上）が豊かな経験を生かし、働くことを通じ、生きがいづくりや社会参加ができるよう、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、様々な媒体や機会を活用して会員募集の強化を図ります。
求人情報の提供 （産業振興課）	就労を希望する高齢者等に有効な情報を提供するため、庁舎1階にハローワーク※編集の求人情報誌等のフリーペーパーを適宜設置するとともに、4階産業振興課内の就労支援センターでは、全国ハローワークによる直近の求人情報が随時閲覧できるよう支援します。さらに、大阪労働局編集の「高齢者のための再就職 知っ得ガイド」等も広く活用します。
高齢者が働きやすい職場環境づくり （産業振興課）	高齢者が社会で活躍し続けられるよう、65歳までが対象となる「忠岡町レベルアップ支援補助金（職業や就労に適した技能や資格を修得した際の経費の一部補助）」や厚労省のシニアワークプログラム（55歳以上対象の雇用を前提とした技能講習）等の施策周知に努めるとともに、高齢者が中途採用されやすい職種や、企業が高齢者に求めているもの等を明確化し、経験豊かな高齢者が今後の人口減少時代に有効な人材となること等の周知にも努めます。

④交流の促進

事業名（担当課）	内容
学校等における世代間交流の促進 （学校教育課／教育みらい課）	高齢者が、子どもたちとふれあうことで生きがいを持てるよう、保育所や幼稚園、小学校等の行事等への高齢者の招待を推進し、子どもたちと高齢者との交流を促進します。
地域における世代間交流の促進 （生涯学習課／高齢介護課）	キッズクラブが総合福祉センターを訪問し、高齢者から昔ながらの遊びを学ぶなど、地域における世代間交流等を推進します。

(3) 高齢者が活動しやすい生活環境づくり

高齢者や障がいのある人をはじめとした、誰もが活動しやすい生活環境づくりを進めるため、道路や公共的施設の整備や改善を進めるとともに、交通マナー向上をめざした意識啓発も推進します。また、利便性向上を図るために運行している福祉バスの利用促進や、誰もが利用しやすい移動支援の効果的な方法について検討を進めます。

①人にやさしい福祉のまちづくりの推進

事業名（担当課）	内容
福祉のまちづくりの普及啓発 （高齢介護課／建設課）	福祉のまちづくりに向けて、広報やホームページ等の各種媒体を活用し、交通マナー向上に関する情報提供や啓発・助言に努めます。
大阪府福祉のまちづくり条例に基づく整備の推進 （建設課）	福祉のまちづくり条例に基づき、誰もが利用しやすい公共的施設の整備を、事業者等が自ら取り組むよう、情報提供や啓発・助言に努めます。
道路のバリアフリー化※ （建設課）	安全で利用しやすい道路交通環境への改善のため、段差解消や勾配の緩和、視覚障がい者誘導ブロックの設置など、全ての人にとって利用しやすいユニバーサルデザイン※の視点に立った道路整備に努めます。
移動の支援 （高齢介護課／建設課）	高齢者や障がいのある人等の交通の利便性の向上を図るため、福祉バスの運行をはじめ、利用の促進に向けて周知を図ります。さらに、より効果的な方法について、総合的に検討を行います。

②交通安全対策の推進

事業名（担当課）	内容
交通安全教室の開催 （建設課）	警察や交通安全協会などの関係機関、老人クラブをはじめとする町の各種団体と連携して、高齢者を対象とした交通安全教室の開催や各種媒体を活用した情報発信を行い、交通マナーの向上と安全意識の啓発に努めます。
安全運転の啓発 （建設課）	広報やホームページなどの各種媒体を活用し、高齢者に対し交通事故防止に関する情報発信を行い、交通安全に関する啓発を推進します。また、「高齢者体験・実践型交通安全教室」を関係機関と連携して実施し、安全教育活動に努めます。さらに自転車の安全利用及びヘルメット着用、また、運転免許自主返納に係る周知を図ります。

基本目標２ 地域での自立した暮らしのための支援

（１）相談支援・情報提供体制の充実

高齢者とその家族が安心して生活できるよう、庁内各課をはじめ、地域包括支援センター、保健センター、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関、薬局、関係事業所等と連携し、総合的な相談支援体制づくりに努めるとともに、高齢者福祉に関する各種情報提供にも努めます。

また、個別制度につながりにくい課題等を抱える高齢者に対するアウトリーチを含めた支援についても検討を進めます。

①相談体制の充実

事業名（担当課）	内容
相談窓口の連携強化 （高齢介護課／地域福祉課）	住民の多様な保健・福祉等の相談に対応し、適切な助言が行えるよう、各種関係機関との連携を強化し、住民の利便性の向上に努めます。
苦情対応の強化 （高齢介護課／地域福祉課）	町介護相談窓口、地域包括支援センターにおいて、苦情相談を受けられる体制を強化するとともに、大阪府国民健康保険団体連合会との連携を深め、対応の充実を図ります。 また、福祉サービスに関する苦情については、大阪府社会福祉協議会に設置されている苦情解決の専門機関である「運営適正化委員会」における相談及び解決の斡旋を積極的に活用できるよう、周知を図ります。
介護サービス相談員※の活動充実 （高齢介護課）	介護保険施設や介護事業所等を訪問し、利用している高齢者の日常的な疑問や不満をくみ取り、相談に応じながら利用者と介護サービス事業者・町の橋渡しを行い、問題の改善や介護サービスの質の向上に向けた活動に取り組んでいる介護サービス相談員の活動を支援します。
身近な地域での相談対応の充実 （高齢介護課／地域福祉課）	民生委員・児童委員の研修についてより一層の充実を図り、ひとり暮らし高齢者をはじめ、高齢者世帯等に対する相談に対応できるように支援し、地域レベルでの見守りや支え合いの取組を促進します。
関係機関との連携ネットワークの構築 （高齢介護課／地域福祉課）	認知症高齢者や虐待事例への早期対応に向けて、行政及び地域包括支援センター、関係事業所と連携の上、問題解決に努めます。さらに、必要に応じて司法・警察との連携対応も進めます。

②情報提供体制の充実

事業名（担当課）	内容
広報の充実 （高齢介護課／地域福祉課／人権広報課）	高齢者に対する保健・福祉に係る制度・施策の情報について、広報やホームページ、出前講座等の多様な機会を活用し、わかりやすく伝わりやすい住民への周知を図ります。
介護保険関係事業者連絡会を通じたサービス情報の提供 （地域福祉課）	行政・事業者間による情報共有の場を定期的を開催し、利用者がニーズに応じて介護サービス事業者を選択できるよう、的確な情報の提供を働きかけます。
情報提供機能の充実 （高齢介護課／地域福祉課）	高齢者やその家族等が、身近な地域で介護保険制度や地域支援事業等の事業についての情報が得られるよう、地域包括支援センターの情報提供機能の充実に努めます。 また、ひとり暮らし高齢者や要介護等認定者で、自らが情報を入手することが困難な人に対して、関係機関や民生委員・児童委員等と協力しながら、情報提供を進めます。
関係機関等との連携ネットワークの構築 （高齢介護課／地域福祉課）	高齢者やその家族等に対する相談・情報の提供を適切に、また、円滑に行えるよう、庁内関係課や地域包括支援センター、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、保健センター、町社会福祉協議会、ボランティアグループ等との定期的な情報交換の機会を持つとともに、情報ネットワークシステムの構築に努めます。

（２）地域包括支援センターの機能強化

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の包括的な確保をめざす地域包括ケアシステムの構築を推進するため、医療・介護の専門職や地域の関係者とネットワークを構築し、総合的な相談対応や自立に向けた各種支援を推進します。

地域ケア会議の実施により積み重ねた地域課題を解決するため、地域包括支援センターを中心に形成される医療や地域の関係団体による各種ネットワークを活用します。

①地域包括支援センターと関係機関・団体等との連携

事業名（担当課）	内容
地域包括支援センターの機能強化 （地域福祉課）	高齢者やその家族等の多様なニーズ、地域課題に適切に対処していくため、職員の研修機会の確保などのスキルアップを図り、要支援・要介護者や家族等への支援を行います。また、医療・介護の総合的・包括的なケアマネジメント※を行い、自立支援・在宅生活をより一層支援します。
地域ケア会議の推進 （地域福祉課）	地域ケア会議・事例検討会を通じて多機関・多職種で連携を図り、高齢者一人ひとりの状態や環境に配慮した支援を行います。また、地域ケア会議の定期的な開催を行い、個別支援の積み重ねによる支援ネットワークの構築と地域課題の把握、施策への反映に努めます。
介護支援専門員※の業務相談・研修の実施 （地域福祉課）	一人ひとりのニーズや状態に対応してきめ細やかなケアプランの作成を行えるよう、介護支援専門員としての業務に必要な研修を実施するとともに、個別相談窓口で高齢者の相談に応じます。
民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携 （高齢介護課／地域福祉課）	それぞれの担当地域において生活困窮者、高齢者、母子、障がいのある人などに対して、相談や援助、あるいは保護・指導を行ったり、関係行政機関との橋渡しを行います。
介護サービス相談員※の活動充実 （高齢介護課） （再掲）	介護保険施設や介護事業所等を訪問し、利用している高齢者の日常的な疑問や不満をくみ取り、相談に応じながら利用者と介護サービス事業者・町の橋渡しを行い、問題の改善や介護サービスの質の向上に向けた活動に取り組んでいる介護サービス相談員の活動を支援します。
いきいきネット相談支援センターとの連携 （地域福祉課）	援護を要する高齢者、障がいのある人などを見守り、課題の発見、専門的相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等を行っているいきいきネット相談支援センターと地域包括支援センター、民生委員・児童委員等と連携を強化して、高齢者支援ネットワークを構築します。

事業名（担当課）	内容
社会福祉法人の社会貢献活動の促進 （地域福祉課）	社会福祉法人（施設）が、自らの専門的な援助知識・相談技術を活用して、各種制度の狭間で生活に困難をきたしている人を援助する、施設コミュニティソーシャルワーカー※の社会貢献活動の活用を図ります。
地域包括支援センター等に関する情報の公表等 （地域福祉課）	地域が一体となって地域包括ケアシステムを構築するため、多様な経路や手法により、町がめざす方向について関係者が理解を深められるよう、考え方や取組についての普及啓発を図ります。 また、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していけるよう、地域包括支援センターの役割や配食・見守り等生活支援、介護予防サービス等に関する情報の提供を積極的に進めます。

(3) 介護予防・重度化防止の推進

高齢者が地域において自立した日常生活を続けられるよう、介護予防と要介護状態の維持・改善をめざして介護予防事業を推進します。また、住民主体の継続的な介護予防の取組を推進し、高齢者が支えられる側だけでなく、支える側として社会参加することを促進します。

さらに、保健師やリハビリテーション専門職など、介護予防の場に専門職の方を派遣することで、より効果的に介護予防を推進できる体制の構築をめざします。

①新しい介護予防事業の推進

事業名（担当課）	内容
新しい介護予防についての啓発 （高齢介護課／地域福祉課）	新しい介護予防に関する制度・事業について、多様な媒体や機会を活用して、周知を徹底します。
介護予防対象者の把握とサービスの提供 （高齢介護課／地域福祉課）	基本チェックリスト※を3年に1度送付・実施するとともに、民生委員・児童委員等地域団体等との連携により、支援を必要とする住民の把握に努めます。また、専門職や対応職員のスキルアップを図り、チェックリストの結果に基づいて介護予防教室の参加につなげるなど、介護予防サービスの提供を図ります。
介護予防教室の開催 （地域福祉課）	関係団体や教育機関等と連携・協力し、効果的で楽しみながら行える運動プログラム（お元氣いきいき教室・インターバル速歩等）の開催や、介護予防等に関する普及・啓発を、総合福祉センターや地域の集会所など、高齢者にとって身近な地域で行います。また、昨今の社会状況を鑑み、高齢者の方が自宅でも取り組むことができるような介護予防プログラムについても検討を進めます。
介護予防マネジメントの実施 （地域福祉課）	高齢者の身体機能を考慮し、自立支援に向けたサービス提供を適切に実施するため、介護予防マネジメントを実施して評価を行うとともに、サービスの適正化を図るための点検に取り組みます。
訪問による指導・助言 （地域福祉課）	うつや閉じこもり、認知症のおそれがあるなど、支援を要する高齢者やその家族等からの相談に対し、訪問による状況把握を行い、早期に必要な指導・助言を行うよう努めます。
介護予防と保健事業の一体的な推進 （高齢介護課／地域福祉課／保険課／保健センター）	医療・健診・介護データを活用し、地域の健康課題を整理します。また、健診結果から生活習慣病等の健康課題がある人には、保健師や管理栄養士による個別・集団保健指導などを実施し、疾病予防や重症化防止に取り組みます。 通いの場に保健師等を派遣し、健康教室を開催します。

②介護予防の地域における展開

事業名（担当課）	内容
介護予防のための自主グループの育成・支援 （高齢介護課／地域福祉課）	介護予防教室の利用者や特定保健指導の受講者等を中心に、地域で健康づくりや介護予防のための活動を行う自主グループの育成とともに、活動の支援を図ります。また、高齢化が進んでいる既存の地域活動団体を対象として、介護予防に関する活動の実施を促進します。
地域での住民の自主的な支援活動の推進 （高齢介護課／地域福祉課）	介護予防に関する地域住民やボランティア、町社会福祉協議会が実施するサロン活動等の自主的な地域の支え合い活動を推進します。
生活支援と介護予防の充実 （高齢介護課／地域福祉課）	町社会福祉協議会やシルバー人材センター、ボランティア団体、民間企業等の様々な担い手による多様なサービスを展開するため、活動の場の機会拡充に努めます。

(4) 生活支援の充実

介護予防・日常生活支援総合事業では地域の実情に応じて、地域住民等の多様な主体の参画の下、要支援認定を受けた方や基本チェックリストの該当者を対象として生活支援や、全ての高齢者を対象とした介護予防活動を推進します。

また、高齢者の自立した生活を支えるために、住環境の提供や改造に係る支援、配食サービスなど、様々な角度から支援します。

①介護予防・日常生活支援総合事業の実施

事業名（担当課）	内容
介護予防・日常生活支援総合事業の提供 （地域福祉課）	専門的な対応が必要な介護予防訪問サービスは継続し、その他の担い手による生活支援サービスや基準緩和サービス等、サービスの多様化を図ります。 介護予防通所介護サービスについては、利用者像に対応した基準緩和サービスなど、サービスの多様化を図ります。
要支援者に対するサービスの提供 （地域福祉課）	利用者のニーズや状態に応じ、適正なケアマネジメントを行うとともに、総合事業によるサービスと予防給付によるサービスの組み合わせも適宜行います。
生活支援コーディネーター*の配置 （地域福祉課）	生活支援コーディネーターが各地域のサロン活動等に参加し、地区の特徴を把握することで、高齢者のニーズとボランティアなどの地域資源をマッチングさせ、生活支援の充実を図ります。

②生活支援の充実

事業名（担当課）	内容
緊急通報体制等整備事業 （高齢介護課）	ひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域社会で安心して生活が送れるよう、看護師等が24時間体制で応答可能な緊急通報装置を設置し、急病や災害等の緊急事態発生時には協力員や消防本部への通報等による速やかな援助を行います。また、設置にあたっての協力員の確保の支援にも努めます。
在日外国人高齢者福祉金 （高齢介護課）	老齢年金等の支給が受けられなかった在日外国人に対し、在日外国人高齢者福祉金を支給します。
生活管理指導員派遣事業 （高齢介護課）	要介護認定の結果「非該当」と判定された社会適応が困難な高齢者が、基本的な生活習慣を習得できるよう、日常生活に関する支援・指導を行います。
生活管理指導短期宿泊事業 （高齢介護課）	要介護認定の結果「非該当」と判定されたひとり暮らし高齢者が、基本的な生活習慣の欠如により体調不良に陥った場合等に、指定介護老人福祉施設等の空きベッドを利用し、一時的に受入れを行い生活習慣等の指導と体調調整を図ります。

事業名（担当課）	内容
街かどデイハウス事業の推進 （高齢介護課）	地域の中で高齢者同士の交流と介護予防活動が展開できるよう、街かどデイハウス事業を実施するため、事業について周知を行い、事業者等に実施を働きかけます。
食の自立支援事業（配食サービス） （高齢介護課）	調理が困難な高齢者等に定期的に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行い、高齢者の健康増進を図り、自立した生活を維持できるよう支援します。
ふれあい型配食サービスの促進 （地域福祉課）	町社会福祉協議会が地区福祉委員を通じて実施している、ひとり暮らし高齢者の安否確認を兼ねた給食サービスを引き続き実施します。
水道料金等補助事業 （高齢介護課）	ひとり暮らし高齢者（単身高齢者世帯）等に対し、水道料金の基本料金について補助を行います。

③高齢者の住まいづくり

事業名（担当課）	内容
高齢者の住まいの安定確保 （高齢介護課／建設課／広域事業者指導課）	高齢者の多様な住まいへのニーズに対応するため、高齢者の入居を受け入れる大阪府の登録制度（大阪あんしん賃貸支援事業）や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の情報の提供を進めます。 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、入居者の要介護状態等の把握とともに、特定施設入居者生活介護の指定なども含め、需要と供給のニーズを的確に把握しながら、高齢者の住まいの安定確保について検討します。また、未届けの有料老人ホームを把握した場合は、届出促進等のため府へ情報提供を行います。
サービス付き高齢者向け住宅の質の向上 （高齢介護課／建設課／広域事業者指導課）	サービス付き高齢者向け住宅の増加に対して、サービス等質の向上が図られるよう、関係機関に要請します。
養護老人ホームの措置 （高齢介護課）	居宅での生活が困難な要援護高齢者に対するサービス提供施設として、養護老人ホームに対する措置を行います。現在、本町での利用はありませんが、引き続き広域での対応に努めます。
軽費老人ホーム（ケアハウス）※の利用促進 （高齢介護課）	本町には軽費老人ホーム（ケアハウス）が1箇所、50床あります。今後もこのまま維持しながら、高齢者が支援や介護を必要とする場合、住まいの選択の一つとしての利用を促進します。
住宅改修の促進 （高齢介護課）	支援や介護を要する状態になっても、住み慣れた自宅で自立した生活を送ることができるよう、介護保険制度における住宅改修について周知するとともに、利用促進を図ります。

（５）医療と介護の連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、医療と介護サービスの切れ目のない提供に向けて、医療・介護の従事者が地域包括ケアシステムのめざすべき姿を共有し、現状の把握と課題の検討を進めるとともに、医療・介護の専門職を対象とした研修を開催します。また、在宅生活の継続に向けてかかりつけ医等の重要性の周知に努めるほか、情報提供体制の充実にも努めます。

①医療と介護の連携強化

事業名（担当課）	内容
かかりつけ医等の普及 （保健センター）	在宅生活の継続に向けて、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等を持つことの必要性についての啓発を図ります。
介護支援専門員と医療 機関との連携 （地域福祉課）	在宅療養の必要な慢性疾患患者等が、退院後に適切な医療と介護を受けられるよう、介護支援専門員と医療機関、その他各種サービス提供機関相互の連携強化を進め、事例検討会や研修会も開催します。
在宅医療ネットワーク の構築 （高齢介護課／地域福祉課）	介護や医療を必要とする高齢者等が、よりよいサービスを選択できるよう、介護支援専門員をはじめ介護サービス事業者、医師、歯科医師、薬剤師などが連携・協力できる体制を整備します。また、かかりつけ医と専門医との連携や、ターミナルケア※に必要な施設間の連携を推進します。
在宅医療についての相談や情報提供体制の確立 （高齢介護課／地域福祉課）	高齢者の在宅医療と介護に関する情報の収集や提供・相談体制の確立を図ります。近隣医療機関や介護事業所の検索ができるポータルサイトに関する周知や、泉大津市医師会等との連携により、情報提供の充実に努めます。

（６）認知症対策の推進

認知症の人が尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共生できる環境づくりをめざします。認知症施策推進大綱では「共生」と「予防」を軸として「普及啓発・本人発信支援」、「予防（認知症になるのを遅らせ、進行を緩やかにする）」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症※の人への支援・社会参加支援」などが柱とされており、これらに基づき、認知症の人や家族の視点を重視しながら推進していきます。

①認知症に関する理解啓発や相談の充実

事業名（担当課）	内容
認知症に関する正しい知識の普及啓発 （高齢介護課／地域福祉課）	認知症に対する誤解や偏見をなくし、認知症予防の生活習慣が身につくよう、また、早期発見による治療を促進できるよう、広報をはじめ健康教育などの機会を活用し、正しい知識の普及啓発を図ります。また、住民や介護事業所に対する若年性認知症についての啓発や研修会を行います。
認知症サポーター※の養成 （高齢介護課／地域福祉課）	認知症の人が地域で安心して生活することができるよう、学校や事業所等と連携しながら、子どもから高齢者、障がいのある人など様々な人を対象として認知症サポーターを養成します。
認知症相談の充実 （高齢介護課／地域福祉課）	認知症初期集中支援チーム※を配置し、町内医療機関の認知症サポート医と連携し、認知症発症初期から適切な支援が行えるよう体制整備を行っています。今後も、認知症に関する多様な相談に対応できるよう、体制の充実を図ります。

②認知症の早期発見・早期対応

事業名（担当課）	内容
認知症ケアパスの作成・普及 （高齢介護課／地域福祉課）	認知症に関する正しい知識や効果的な予防をするための講習会を開催し、発症予防に努めるとともに、認知症が疑われる症状が発症した場合に、いつ・どこで・どのような医療や介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ決めておく、認知症ケアパスについて周知します。
地域密着型サービス事業所との連携 （高齢介護課／地域福祉課）	日頃の地域交流の中で、地域に顕在化する課題やニーズに気づき、早期に対応できるよう、地域密着型サービス事業所との一層の連携強化を図ります。

③認知症の本人や家族に対する支援

事業名（担当課）	内容
専門医との連携の推進 （高齢介護課／地域福祉課）	認知症初期集中支援チームを配置し、町内医療機関の認知症サポート医と連携し、認知症発症初期から適切な支援が行えるよう体制整備を行います。今後も、専門医との連携を推進し、支援の充実を図ります。
認知症地域支援推進員の配置の検討 （高齢介護課／地域福祉課）	若年性認知症を含めた認知症の人への効果的な支援を行い、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーター（認知症地域支援推進員※）について、地域包括支援センター職員が担い、医療機関等との連携や、認知症の人の社会参加活動の体制整備を行います。
地域密着型サービスの提供 （高齢介護課／地域福祉課）	認知症高齢者が身近な地域でサービスの提供を受け、精神的に安定した生活が送れるよう、認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの提供を進めるとともに、サービスの質の向上に向けて職員に対し、認知症高齢者の介護に関する研修の受講促進を図ります。
徘徊高齢者等見守りネットワーク事業の推進 （高齢介護課／地域福祉課）	認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、徘徊のおそれのある方の情報を事前に登録し、地域の協力のもと、行方不明時の早期発見につなげる徘徊高齢者等見守りネットワーク事業について、事業の周知を図るとともに、認知症の理解促進を図ります。
家族に対する支援 （高齢介護課／地域福祉課）	地域包括支援センターを中心とした認知症に関する相談体制の充実を図ります。また、介護者自身が心身の健康を保持することができるよう、家族介護者交流事業を実施し、介護者の負担軽減に努めます。
認知症カフェ※の設置 （高齢介護課／地域福祉課）	認知症高齢者等をはじめ、介護家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善をめざした活動などのできる認知症カフェについて、継続して設置するとともに、より一層の周知を図ります。

(7) 参加と協働による地域福祉活動の推進

高齢者をはじめとした誰もが役割を持ち、生きがいを持って生活することができる地域共生社会の実現をめざし、ボランティア活動や情報発信を通じて住民の地域共生社会に関する理解の促進を図ります。また、関係団体・事業者等と連携した高齢者の見守り体制の強化や、介護予防事業推進の役割を担う人材育成等を推進します。

①ボランティア・NPO※活動の促進

事業名（担当課）	内容
体験ボランティアの実施 （地域福祉課）	ボランティア活動を体験することにより、自分達の暮らしている地域社会や社会福祉に対して関心を深め、住民の一人として積極的に社会参加することの意義を学ぶとともに、様々な人々との出会いや体験から、自らの生き方や地域共生社会について理解を促進する機会を提供します。
ボランティア活動の促進 （地域福祉課）	町社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティア入門講座や手話通訳奉仕員講座等を実施し、ボランティア活動の促進を図ります。

②地域福祉活動の促進

事業名（担当課）	内容
「我が事・丸ごと」の地域共生社会についての啓発 （高齢介護課／地域福祉課）	地域共生社会の構築が求められている背景や、その理念等について、様々な媒体や機会を活用して、住民にわかりやすく周知します。
生活支援コーディネーターの配置 （地域福祉課） （再掲）	生活支援コーディネーターが各地域のサロン活動等に参加し、地区の特徴を把握することで、高齢者のニーズとボランティアなどの地域資源をマッチングさせ、生活支援の充実を図ります。
地区福祉委員会の活動の促進 （地域福祉課）	地区福祉委員会は、2小学校区を計10地区に細分化し、サロン活動や戸別訪問活動、地域活動への参加等を行っています。今後、地域共生社会の構築に重要な役割を果たすことから、町社会福祉協議会と連携して活動の支援、促進を図ります。
高齢者の孤独死の防止 （高齢介護課）	民間企業の協力により高齢者の生活上の異変を把握し、高齢者を見守る官民パートナーシップ協定について、締結事業所の増加を図ります。また、ひとり暮らし高齢者見守り事業において、引き続き地域レベルでの支え合い活動を支援します。こうした取組に基づき、援護が必要な高齢者を支援する体制強化を図ります。

事業名（担当課）	内容
民生委員・児童委員の資質の向上 （地域福祉課）	民生委員・児童委員の資質の向上に努め、地域で高齢者や介護家族等を見守るネットワークの中心的な役割を担う、地域住民の身近な相談相手としての活動を促進します。
高齢者サポーター等の育成 （高齢介護課）	地域において介護予防事業を推進していく人材を育成し、介護予防のまちづくりを進めます。

（８）防災・防犯・防疫対策の推進

支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活をしていくことができるよう、地域一丸となってつながりの構築や見守り体制の強化を図るとともに、緊急時には素早かつ確かな支援を行うことができるよう、シルバーライフラインの充実や消費者被害※の防止体制づくりに取り組みます。また、感染症への備えとして、これまで構築した体制のほか、周知啓発、研修等の体制整備を図ります。

①防災対策の推進

事業名（担当課）	内容
防災意識の啓発 （自治政策課）	防災訓練や防災講演会を開催するとともに、各自主防災組織では避難訓練や机上訓練等を実施しており、幅広い方に参加していただけるよう防災訓練等の各種取組に関する案内方法や取組内容の見直しを検討します。
シルバーライフラインの充実（地域ケア体制整備事業） （高齢介護課／地域福祉課／自治政策課）	民生委員・児童委員、自主防災組織、各自治振興協議会、社会福祉協議会等と協力し、災害時に自力での避難が困難な障がい者や、高齢者一人ひとりに対する地域での支援体制（災害時避難行動要支援者支援プラン）を推進します。さらに、高齢者が安心して生活できるよう、災害時避難行動要支援者の支援者となる住民の増加に向けた周知や福祉避難所の増加に向けた取組を進めるとともに、介護サービス事業者への災害時対応マニュアルの整備を促進します。
家具等転倒防止器具取付事業 （高齢介護課）	要援護高齢者を含む世帯等に対し、地震発生時における家具等の転倒又は移動による人的被害の軽減を図るため、家具等転倒防止器具を支給し、取付費用を助成します。
老人日常生活用具給付 （高齢介護課）	ひとり暮らしの要援護高齢者等が安全・安心な生活を送れるよう、電磁調理器、火災警報器、自動消火器等の給付を実施します。
地域防災力の向上 （自治政策課）	自主防災組織の育成に向け、地域が実施する避難訓練等において全面的に支援をします。また、防災備品の充実に向けても支援を行います。

②防犯対策の推進

事業名（担当課）	内容
住民の支え合いによる 防犯対策の推進 （高齢介護課／地域福祉課／自治政策課）	防犯委員会において、まちを明るくすることにより犯罪の減少をめざす一戸一灯運動や季節ごとの地域安全運動、年末には夜警運動を実施します。また、新しい生活様式に対応した取組方法を検討し、防犯委員会において犯罪抑制、地域の見守りに係る活動に取り組みます。
消費者被害の防止と対応の充実 （高齢介護課／産業振興課）	高齢者が消費者被害に遭わないよう、町社会福祉協議会（小地域ネットワーク事業）や地域の企業等からの要望により、消費生活専門相談員による出前講座を実施し、各種悪徳詐欺やクーリングオフの手法等をわかりやすく解説するとともに、悪質な訪問勧誘お断りシール等の啓発グッズを配布します。また、地域住民同士が協力して消費者被害の未然防止を図る見守り体制の充実に努めます。

③防疫対策の推進

事業名（担当課）	内容
介護事業所等における 防疫対策の推進 （高齢介護課／地域福祉課）	感染症発症時に備え、府や事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発を行います。また、福祉施設、事業所等での感染拡大防止策を図るため、感染症に対する理解を深めるための適切な情報提供に努めます。
感染症発生時の支援体制整備 （高齢介護課／健康こども課／自治政策課）	感染症発症時においても継続的サービス提供が維持できるよう関係者の連携体制を構築するとともに、事業所等の適切な感染防護具、消毒液、感染症対策に必要な物資の備蓄・調達体制の整備等に努めます。

基本目標 3 尊厳と権利が守られた暮らしのための支援

(1) 高齢者の人権尊重と虐待防止

高齢者や認知症の方などの人権尊重と虐待防止を推進するため、福祉意識の醸成や人権に関する理解の促進、関係機関と連携した虐待防止の体制整備を進めます。このほか、介護サービス事業所における身体拘束ゼロに向けた取組の実施について検討を進めるとともに、介護者の負担軽減に向けた相談体制の強化に努めます。

①人権意識の啓発

事業名（担当課）	内容
学校における福祉教育の推進 （学校教育課）	町内の小学生が、高齢者福祉や障がい者福祉、社会福祉に対する理解や関心を深められるよう、町社会福祉協議会や地域団体等との連携を図り、地域の高齢者等との交流やボランティア体験、福祉体験などの機会の充実を図ります。
人権啓発の推進 （高齢介護課／地域福祉課／人権広報課）	高齢者や認知症の方、障がいのある人、ハンセン病※回復者などあらゆる人に対する理解と人権意識を深められるよう、広報などを活用して人権啓発を推進します。

②高齢者の虐待防止

事業名（担当課）	内容
高齢者虐待防止に関する意識啓発 （高齢介護課／地域福祉課）	高齢者虐待を防止するため、高齢者虐待を発見したときは、身近な民生委員・児童委員や警察、高齢介護課、地域包括支援センター、町社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーに通報することを周知し、町をあげて虐待防止や早期発見・早期対応に取り組みます。
虐待対応システムの充実 （高齢介護課／地域福祉課）	高齢者の虐待防止に取り組むため、警察、医療機関、介護サービス事業者、民生委員・児童委員などの関係機関と連携を図り、虐待予防をはじめ早期対応、支援などに取り組みます。また、必要に応じて高齢者虐待対応のためのケースカンファレンスの実施や対応マニュアルの作成・活用について検討します。
措置制度の活用 （高齢介護課）	高齢者虐待の緊急性や状況に応じて、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度の活用を図ります。
施設等における身体拘束ゼロの取組の促進 （高齢介護課／地域福祉課）	身体拘束ゼロに向け、介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等に対する職員研修の実施の働きかけや、府と連携した介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等に対する相談・指導について実施を検討します。

事業名（担当課）	内容
本人や家族に対する理解啓発 （高齢介護課／地域福祉課）	身体拘束の内容やその弊害について、パンフレット等により、高齢者本人やその家族等に対する理解啓発を図ります。
介護家族に対する相談支援の強化 （高齢介護課／地域福祉課）	介護者に対して、心身の疲労の回復と介護負担の軽減を図るため、相談体制の充実を図るとともに、介護サービス等の利用促進を図ります。

(2) 高齢者の権利擁護

今後更なる高齢化に伴う認知症の高齢者の増加が想定される中で、高齢者が地域で安心して生活していくことができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を図っていくことが重要です。このためにも、相談体制の充実、成年後見制度の利用促進を図ります。

①権利擁護事業の利用促進

事業名（担当課）	内容
日常生活自立支援事業 や成年後見制度の周知 （高齢介護課／地域福祉課）	利用促進を図るため、日常生活自立支援事業*や成年後見制度についての普及啓発に努めます。また、将来、認知症になる不安の解消として、事前に申立てを行う任意後見制度についても周知を図ります。
権利擁護体制の整備・ 充実 （高齢介護課／地域福祉課）	日常生活自立支援事業や成年後見制度について、福祉関係者に対し研修等を通じて理解の促進を図るとともに、民生委員・児童委員の活動を支援し、福祉サービス利用者の権利擁護を推進します。
高齢者の権利擁護に関する相談の充実 （高齢介護課／地域福祉課）	地域包括支援センターにおいて、認知症高齢者をはじめとする高齢者の権利擁護に関する相談に応じるとともに、日常生活自立支援事業等の利用につなげます。このためにも、関係機関での連携を強化するほか、必要に応じて成年後見人となることができる団体を紹介します。
成年後見制度の利用支援 （高齢介護課）	地域包括支援センター等の相談を通じ、制度の利用が必要であるが申立ての困難な人、低所得者に対して、申立てに係る費用や成年後見人等の費用を助成します。また、身寄りのない認知症高齢者等が成年後見制度に基づく後見人等の申立てが必要な場合は、町長申立ての活用を図ります。
市民後見人の養成 （地域福祉課）	認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、市民後見人の育成に向けた制度周知や講座等を実施するなど、住民が後見人になるための体制整備を行います。
個人情報の適切な利用 （高齢介護課／地域福祉課）	高齢者の権利擁護の取組を進めるため、個人情報の収集及び関係機関等に対する提供にあたっては、忠岡町個人情報保護条例等に基づいて、適切に対処します。

基本目標４ 安心できる暮らしのための介護保険制度の運営

（１）介護サービスの充実

高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で生活を続けられ、また、在宅での生活が困難な場合には居宅・居住系サービスとの調整を図りながら施設サービスが利用できるよう、介護サービスの確保・充実に努めます。このほか、介護サービスの確保・充実にあたっては、住民のニーズや人口の変動を考慮しながら検討するとともに、介護人材の確保・負担軽減にも努め、介護保険サービスの安定的な供給体制を整備します。

①在宅サービスの充実

事業名（担当課）	内容
事業者相互の連携促進 （地域福祉課）	利用者の多様なニーズに対応するとともに、適切なサービスを提供できるよう、介護保険関係事業者連絡会の活動を支援します。
医療との連携によるきめ細かなサービスの提供 （地域福祉課）	病院退院者や難病患者、末期がんの要介護者等が在宅で適切なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるよう、在宅医療介護連携コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、きめ細かなサービスの提供に努めます。
人材の確保 （高齢介護課／産業振興課）	介護ニーズに対応するため、介護サービス事業者や府との連携を図りながら、介護職員など人材確保の支援を行います。また、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAなどの従事者を養成する生活援助サービス従事者研修を開催し、介護人材の育成に努めます。
短期入所サービス等の充実 （高齢介護課）	介護者の介護負担軽減につながる短期入所生活介護等のサービスについて、近隣市と連携し、導入の促進を図ります。
居宅サービス基盤の充実 （高齢介護課／地域福祉課／広域事業者指導課）	高齢者の自立支援に資するケアマネジメントについて理解を深め、ケアマネジメントの質の向上を図ります。また、居宅介護支援事業所の指定は、引き続き広域事業者指導課にて行います。

②居住性に配慮した施設整備

事業名（担当課）	内容
介護保険施設における個室ユニットケア※の導入促進 （高齢介護課）	利用者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重した介護が行われるよう、介護保険施設における個室ユニットケアの導入を促進します。

(2) 家族介護への支援

住み慣れた地域で高齢者が最期まで生活できるよう、家族の介護にかかる負担感を軽減し、介護技術向上のための教室等を充実します。

また、家族介護者の身体的・経済的・心理的な負担を軽減するための支援や制度を充実します。

①介護者支援の推進

事業名（担当課）	内容
介護知識についての情報提供 （高齢介護課／地域福祉課）	介護者などが、介護に関する正しい知識やちょっとした技術などを習得できるよう、広報やパンフレットなどを通じた情報の提供や、地域での普及啓発を進めます。
介護用品支給事業の推進 （高齢介護課）	在宅の要介護者を介護している家族の経済的負担の軽減及び生活環境の改善を含めた在宅介護の維持を図るため、事業を実施します。現行の地域支援事業（任意事業）としての実施は例外措置であるため、財源確保についても検討します。
家族介護慰労事業の推進 （高齢介護課）	町内に居住する要介護2（認知症高齢者自立度Ⅱ以上）又は要介護3以上と判定された町民税非課税世帯の在宅高齢者のうち、過去1年間介護保険によるサービスを受けずに家族の介護により在宅生活を維持している家族（住民税非課税世帯）に対して、その家族の慰労に寄与するとともに、要介護者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的に、家族介護慰労金の支給を実施します。

(3) 介護保険制度の適正・円滑な運営

持続可能な介護保険制度を構築するためにも、町が介護給付を必要とする受給者を適切に認定するとともに、受給者が真に必要なとする過不足のない適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を図ることで介護保険制度への信頼を高めていくことが必要です。そこで、介護給付の適正化に向けた各種取組を推進するとともに、利用者負担額軽減制度の周知に努め、事業者に対しても制度の実施を働きかけます。

①介護保険制度の普及啓発

事業名（担当課）	内容
介護保険制度等の普及啓発 （高齢介護課）	介護保険制度の改正について、高齢者やその家族等が理解を深められるよう、広報やホームページなどの多様な媒体や機会を活用して、周知の徹底を図ります。また、広報に際しては、わかりやすく伝わりやすい表現に努めるとともに、パンフレット作成にあたっては、点字や外国語への翻訳やふりがななど、様々な方への配慮に努めます。
介護保険料算出等についての周知 （高齢介護課）	サービスの利用と費用の負担との関係に対する住民の理解を深めるため、介護サービス量の見込み方法から保険料額の算出に至るまでの仕組みについて、様々な機会を利用して周知していきます。

②介護サービスの質の向上

事業名（担当課）	内容
介護支援専門員の養成と資質の向上 （高齢介護課／地域福祉課）	利用者のニーズや状況に応じた適切な支援が行えるよう、地域包括支援センターの主任介護支援専門員が中心となって、居宅介護支援事業所が集まり事例検討会を開催します。さらに、困難事例等について検討するとともに、研修も実施します。
介護保険事業者連絡会の支援 （高齢介護課／地域福祉課）	介護サービス事業者に対し、介護保険関係事業者連絡会を通じて、利用者から寄せられる相談や苦情、介護保険に係る様々な情報提供を行い、町と介護サービス事業者との情報の共有化、連携の強化を図ります。また、改善に向けた指導・助言を行い、介護保険制度の円滑な運営に努めます。
介護サービス事業者への指導・助言 （高齢介護課／広域事業者指導課）	介護サービス事業者に対して、介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスの提供を求めます。基準を満たさない事業者や不正請求等があった場合は、府と連携して指導や監査を行い、必要に応じて行政処分も含めた厳正な対応を行います。
地域密着型サービスに係る運営基準 （高齢介護課）	町の実情にあった地域密着型サービスの運営基準を定め、利用者に対する適切なサービスの確保を図ります。

事業名（担当課）	内容
地域密着型サービスについての広域における指導 （高齢介護課／広域事業者指導課）	広域事業者指導課により、引き続き地域密着型サービス事業者の指定、指導及び介護サービス事業者の実地指導等を広域的に行います。
介護サービス評価システムの導入 （高齢介護課）	介護サービス事業者が積極的に自己評価※に取り組むことができるよう支援するとともに、第三者評価※の受審促進を図ります。
認知症高齢者グループホーム等第三者評価支援 （高齢介護課）	利用者が安心して介護サービス事業者を選択できるよう、認知症高齢者グループホームや介護サービス事業者に対し、評価を受けることを支援し、サービスの質の向上を図ります。

③介護給付適正化の取組

事業名（担当課）	内容
ケアプランの点検 （高齢介護課）	介護支援専門員の作成するケアプランを点検し、利用者の自由な選択や、自立支援のために適切であるかを確認し、点検結果から明らかになった改善点について、指導や支援を行うことにより、ケアプランの質の向上を図ります。
要介護認定の適正化 （高齢介護課）	公平・公正で適正な要介護・要支援認定が適切に行われるよう、認定調査票や主治医意見書の不備や整合性を確認し、本人の状況が的確に認定審査会に伝わるような認定調査の特記事項の記載を行います。 新規申請及び区分変更申請における訪問調査については、町職員が直接実施し、委託事業者に対しても府と連携した研修や指導を通じて認定調査結果の平準化を図ります。さらに、認知症や障がいのある人、外国人などが、状態を的確に調査員に伝えられるよう支援します。 また、審査判定結果について全国的な比較分析を行い、介護認定審査会委員への研修も行います。
住宅改修の適正化 （高齢介護課／地域福祉課）	介護保険住宅改修費の支給にあたり、工事の事前事後において、利用者の状態や自宅の環境から見た必要性、金額の妥当性、施行状況等を審査し、必要に応じ訪問による確認も行います。
福祉用具購入・貸与調査 （高齢介護課）	特定福祉用具購入費支給申請書提出時に、過去に用途や機能が同一のものを購入していないか確認し、疑義がある場合は申請者へ購入理由を確認します。 また、軽度者の福祉用具貸与については、事前協議を実施し、必要性を確認します。
医療情報との突合 （高齢介護課）	大阪府国民健康保険団体連合会から提供される給付実績を基に、介護保険と医療保険で重複請求している事業所がないかを点検し、疑義のある場合は照会により確認します。
縦覧点検 （高齢介護課）	大阪府国民健康保険団体連合会から提供される給付状況の縦覧チェック一覧表を活用し、事業所からの請求内容の点検を行い、不適切な支給が判明した場合は、過誤調整など必要な措置を行います。
介護給付費通知 （高齢介護課）	利用者が自身のサービス利用状況を見直し、不正請求がないか点検できるように、利用者に対し、定期的に介護サービス給付費の通知を行います。
給付実績の活用 （高齢介護課）	大阪府国民健康保険団体連合会から提供される給付実績等の情報を活用し、事業所からの請求内容の点検を行い、不適切な支給が判明した場合は、過誤調整など必要な措置を行います。

④介護サービスの利用支援

事業名（担当課）	内容
介護サービス情報の提供 （高齢介護課）	利用者が介護サービスを適切に選択できるよう、全ての介護サービス事業者に対し、介護サービスの内容や整備状況に関する情報及びサービス評価の結果等の公開を促進します。
サービスに関する相談・苦情体制の強化 （高齢介護課）	町は保険者として、あるいは利用者の一番身近な相談窓口として、相談や苦情に対し適切かつ迅速な対応を行います。また、地域包括支援センターにおいても、居宅サービス計画や介護サービス事業者との契約に関する相談に応じるなど、相談体制を更に強化していきます。 町での対応が難しい苦情や問題、町域を超えた広域的な苦情等について、大阪府国民健康保険団体連合会と連携し、適切な問題解決を図ります。 また、大阪府介護保険審査会に申立てを行う行政不服審査請求に関しては、住民の事前の相談に対応するとともに、迅速かつ適切に対応します。
地域包括支援センターにおける利用者・介護者への支援の充実 （地域福祉課）	高齢者が安心して必要なサービスを利用できるよう、相談内容に応じ、介護保険だけでなく様々な事業や地域の資源につなげるなど、指導・助言を行うとともに、必要に応じ訪問等による状況把握を行い、関係機関や各種サービスへの連絡・調整を行います。
介護保険料の負担額の軽減 （高齢介護課）	低所得者の保険料軽減について、引き続き周知を図ります。また、保険料の所得段階に応じた弾力化を行い、低所得者に対する保険料の引き下げに努めます。町独自の減免制度についても、引き続き実施します。
社会福祉法人等による利用者負担額減免措置制度の利用促進 （高齢介護課）	社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護サービスに係る利用者負担額減免制度事業の周知に努めるとともに、社会福祉法人等に対して減額制度の実施を働きかけます。
介護サービス利用者負担額の軽減制度の周知 （高齢介護課）	利用者負担額の軽減制度について、各種媒体により周知を行うとともに、対象者には利用について勧奨を行います。

第5章 介護保険事業の推進

1 日常生活圏域について

介護が必要になっても、住み慣れた地域で可能な限り生活を継続できるようにするため、地域密着型サービスによる支援があり、より身近な地域でのサービス利用を可能とするため、町域を日常生活圏域に分け、日常生活圏域ごとの計画を立てる必要があります。

本町では、人口規模等を勘案し、第7期介護保険事業計画に引き続き、日常生活圏域については町全域を1つの圏域と設定します。

2 介護保険サービスについて

介護保険のサービスには、自宅などで利用する「居宅サービス」、住み慣れた地域でサービスを受ける「地域密着型サービス」、施設に入所して利用する「施設サービス」があります。

(1) 居宅サービス

居宅サービスは、在宅で安心・安全に暮らしていくために、自宅などで生活する人を対象とした介護保険の介護サービス全般のことをさします。

サービス名	サービス内容
訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の「身体介護」や、調理、洗濯などの「生活援助」を行います。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	介護職員や看護師等が居宅を訪問し、入浴設備や簡易浴槽を持ち込んで入浴の介助を行います。
訪問看護・介護予防訪問看護	医師の指示により、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診察の補助を行います。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	医師の指示により、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）等が居宅を訪問し、心身の機能の維持や回復を図るためのリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の健康管理や薬剤管理などの指導や助言を行います。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等に日帰りで通い、食事や入浴などの生活支援を受けるほか、レクリエーションなどにより機能訓練を行います。
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や病院等に日帰りで通い、食事や入浴などの生活支援を受けるほか、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）等による機能訓練、リハビリテーションを行います。

サービス名	サービス内容
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援を受けるほか、機能訓練などを行います。
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設等に短期間入所し、医学的な管理の下、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や看護を受けるほか、機能訓練などを行います。
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	車いす、特殊寝台、歩行器等、日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を受けることができます。
特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費	福祉用具のうち、入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入に係る費用の補助を行います。
住宅改修費・介護予防住宅改修費	手すりの取付けや段差の解消等、自立した日常生活を送るための小規模な住宅改修に係る費用の補助を行います。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	都道府県から指定を受けた有料老人ホーム等に入居して、食事、入浴、排せつ等の介護や、その他必要な日常生活上の支援などを受けることができます。

（２）地域密着型サービス

地域密着型サービスは、認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、町指定の事業者が地域住民に提供するサービスです。

サービス名	サービス内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的に介護職員が自宅を訪問し、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に受けます。通報による随時対応や緊急対応サービス等で在宅生活を支援します。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回や通報による随時対応の訪問介護、緊急対応サービス等で在宅生活を支援します。
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模なデイサービスセンター等に日帰りで通い、食事や入浴などの生活支援を受けるほか、レクリエーションなどにより機能訓練を行います。
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方が対象の通所介護です。デイサービスセンター等に日帰りで通い、認知症の特性に配慮した食事や入浴などの生活支援を受けるほか、レクリエーションなどにより機能訓練を行います。
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の状況や希望に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、居宅や施設において食事、入浴、排せつ等の生活支援や機能訓練を受けることができます。

サービス名	サービス内容
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者が少人数で共同生活を送りながら、家庭的な環境で、食事、入浴、排せつ等の生活支援や機能訓練を受けることができます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模で運営される介護付有料老人ホーム等に入居して、食事、入浴、排せつ等の介護やリハビリテーションなどを受けることができます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模で運営される介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入居して、食事、入浴、排せつ等日常生活の介護や、機能訓練、健康管理などを受けることができます。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護サービスを組み合わせ、介護と看護の一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者を支援します。

(3) 施設サービス

介護保険制度が定める施設に入居し、施設の中で終日介護を受けることができるサービスで、原則として介護老人福祉施設は要介護3以上の方が対象となっています。

サービス名	サービス内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、居宅での生活が困難な方が対象の施設です。食事、入浴、排せつ等日常生活の介護や、機能訓練、健康管理などを受けることができます。
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な在宅復帰をめざす方が対象の施設です。医学的な管理の下で介護や看護、リハビリテーションなどを受けることができます。
介護医療院	日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた介護保険施設です。
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、症状は安定しているものの長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設で、医療や介護などを受けることができます。

(4) その他

居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスのほかに、居宅介護支援・介護予防支援があります。

サービス名	サービス内容
居宅介護支援・介護予防支援	介護を必要としている方が適切な生活支援を受けられるよう、ケアマネジャーがケアプランを作成し、介護サービスの提供者・事業所との連絡調整を行います。

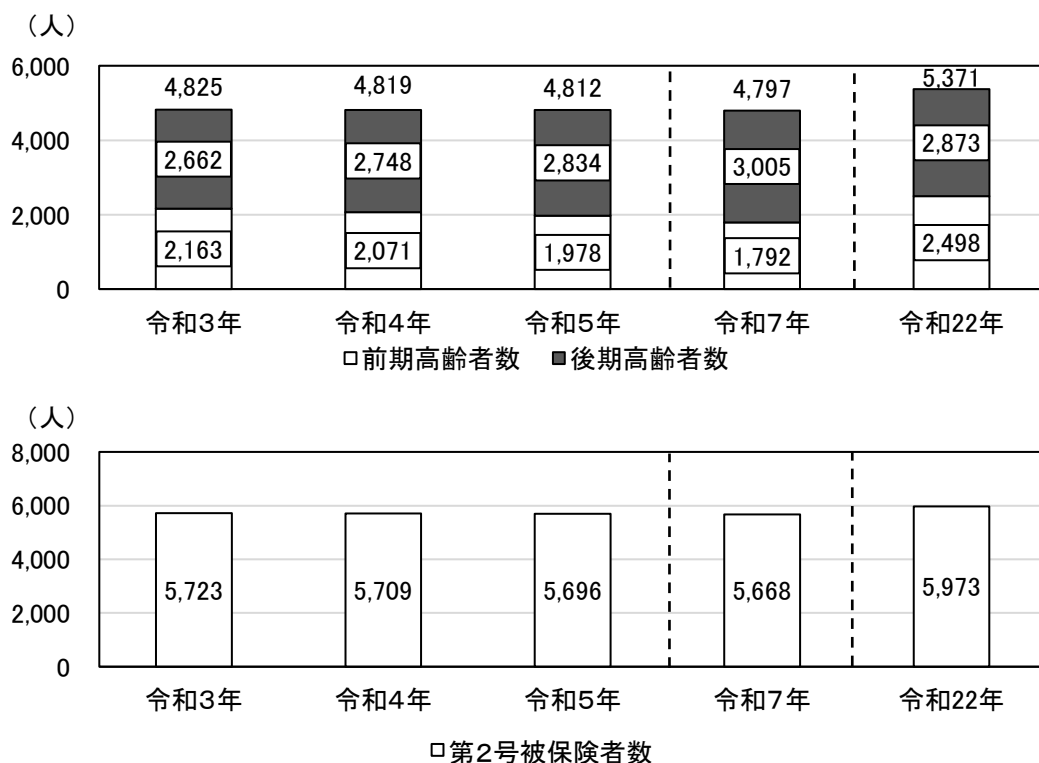
3 第8期計画における事業量の見込み

(1) 要支援・要介護認定者等の推計

①第1号被保険者数の推計

第8期計画期間中の第1号被保険者数は、4,800人程度で推移する見込みです。

図表 第1号・第2号被保険者数の推計

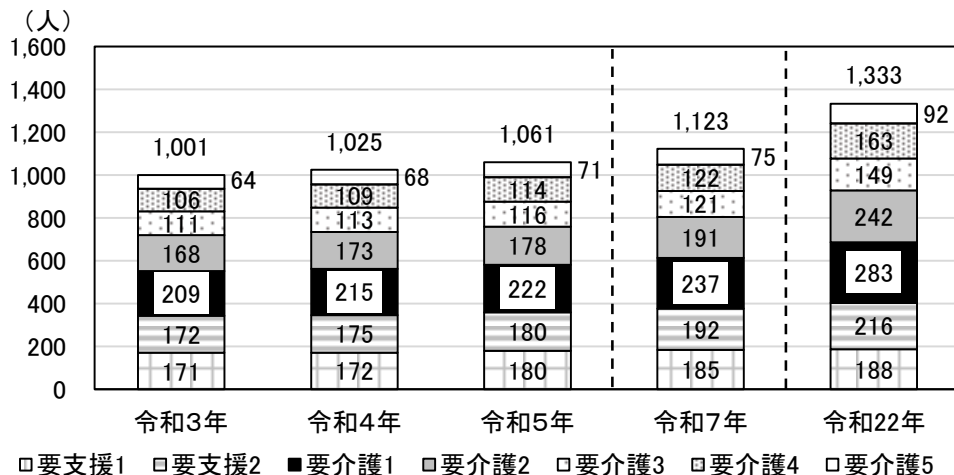


出典：忠岡町人口ビジョンを基に作成

②要支援・要介護認定者数の推計

第8期計画期間中の要支援・要介護認定者数は、1,000人程度で推移する見込みです。

図表 要支援・要介護認定者数の推計（第1号被保険者）



出典：地域包括ケア「見える化」システムより作成

(2) 居宅サービスの見込み

居宅サービスの事業量・給付費の見込みは以下のとおりとなっています。要支援・要介護認定者数の微増を踏まえて、おおむね実績よりも増加若しくは同程度の推移を見込みます。

図表 居宅サービスの事業量見込み

		実績 (見込み)	計画値				
	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	51.0	44.8	44.8	44.8	53.0	53.0
	人数	11	11	11	11	13	13
介護予防訪問リハビリテーション	回数	322.8	364.3	385.8	396.4	407.3	439.7
	人数	29	34	36	37	38	41
介護予防居宅療養管理指導	回数	17	24	24	24	27	29
	人数	59	67	68	70	73	78
介護予防通所リハビリテーション	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数	164	169	170	176	186	200
特定介護予防福祉用具購入費	人数	3	4	4	4	4	4
介護予防住宅改修費	人数	4	5	5	5	5	6
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	3	3	3	3	3	4
居宅サービス							
訪問介護	回数	11,785.8	11,824.9	12,259.2	12,783.6	13,376.8	16,794.4
	人数	280	298	308	320	337	419
訪問入浴介護	回数	62	53.5	53.5	66.2	66.2	81.6
	人数	9	9	9	11	11	14
訪問看護	回数	482.6	574.4	601.4	628.7	650.7	823.9
	人数	98	104	109	114	118	149
訪問リハビリテーション	回数	694.7	751.8	789.2	805.7	843.4	1,058.8
	人数	54	58	61	62	65	81
居宅療養管理指導	人数	165	179	185	194	203	253
通所介護	回数	2,539	2,521.6	2,606.3	2,714.1	2,841.5	3,512.6
	人数	240	256	265	276	289	358
通所リハビリテーション	回数	691.7	813.0	840.7	878.4	921.8	1,148.6
	人数	77	92	95	99	104	129
短期入所生活介護	回数	168.0	256.1	283.1	283.1	298.2	371.5
	人数	14	17	18	18	20	25
短期入所療養介護（老健）	回数	31.7	40.8	40.8	40.8	40.8	58.5
	人数	5	6	6	6	6	8
短期入所療養介護（病院等）	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数	345	367	380	395	414	514
特定福祉用具購入費	人数	4	4	4	4	4	5
住宅改修費	人数	2	3	3	3	3	4
特定施設入居者生活介護	人数	3	4	4	4	5	6

図表 居宅サービスの給付費見込み

		実績 (見込み)	計画値					
	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度	
介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	千円	0	0	0	0	0	0	
介護予防訪問看護	千円	2,653	2,330	2,331	2,331	2,761	2,761	
介護予防訪問リハビリテーション	千円	11,458	13,015	13,790	14,170	14,558	15,714	
介護予防居宅療養管理指導	千円	2,621	3,694	3,696	3,696	4,163	4,466	
介護予防通所リハビリテーション	千円	23,702	26,816	27,357	28,162	29,493	31,877	
介護予防短期入所生活介護	千円	0	0	0	0	0	0	
介護予防短期入所療養介護（老健）	千円	0	0	0	0	0	0	
介護予防短期入所療養介護（病院等）	千円	0	0	0	0	0	0	
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	千円	0	0	0	0	0	0	
介護予防福祉用具貸与	千円	10,728	11,025	11,105	11,483	12,180	13,268	
特定介護予防福祉用具購入費	千円	1,157	1,571	1,571	1,571	1,571	1,571	
介護予防住宅改修費	千円	3,589	4,703	4,703	4,703	4,703	5,383	
介護予防特定施設入居者生活介護	千円	3,018	3,037	3,038	3,038	3,038	4,188	
居宅サービス								
訪問介護	千円	376,389	379,351	393,668	410,333	429,483	538,505	
訪問入浴介護	千円	9,610	8,360	8,364	10,354	10,354	12,750	
訪問看護	千円	29,394	34,583	36,317	38,013	39,356	49,774	
訪問リハビリテーション	千円	23,965	26,066	27,388	27,949	29,277	36,731	
居宅療養管理指導	千円	27,941	30,502	31,566	33,155	34,640	43,152	
通所介護	千円	218,759	217,364	225,103	234,579	245,193	303,974	
通所リハビリテーション	千円	67,252	80,855	83,622	87,654	91,939	114,905	
短期入所生活介護	千円	17,714	27,173	30,082	30,082	31,685	39,394	
短期入所療養介護（老健）	千円	4,987	6,503	6,506	6,506	6,506	9,314	
短期入所療養介護（病院等）	千円	0	0	0	0	0	0	
短期入所療養介護(介護医療院)	千円	0	0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	千円	55,552	58,555	60,892	63,428	66,202	82,857	
特定福祉用具購入費	千円	1,407	1,407	1,407	1,407	1,407	1,730	
住宅改修費	千円	1,416	2,105	2,105	2,105	2,105	2,794	
特定施設入居者生活介護	千円	6,431	8,627	8,632	8,632	10,789	12,947	

（３）地域密着型サービスの見込み

地域密着型サービスの事業量・給付費の見込みは以下のとおりとなっています。要支援・要介護認定者数の微増を踏まえて、おおむね実績と同程度の推移を見込みます。

図表 地域密着型サービスの事業量見込み

		実績 (見込み)	計画値				
	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	3	3	3	3	3	3
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	1	1	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数	242.6	238.6	238.6	238.6	264.7	320.4
	人数	21	23	23	23	25	31
認知症対応型通所介護	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人数	18	19	20	21	22	27
認知症対応型共同生活介護	人数	24	23	23	23	25	31
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	0	0	0

図表 地域密着型サービスの給付費見込み

		実績 (見込み)	計画値				
	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	千円	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	千円	1,778	1,788	1,789	1,789	1,789	1,789
介護予防認知症対応型共同生活介護	千円	0	0	0	0	0	0
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	千円	2,059	2,072	2,073	2,073	2,073	2,073
夜間対応型訪問介護	千円	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	千円	23,903	23,522	23,535	23,535	25,976	31,934
認知症対応型通所介護	千円	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	千円	33,898	39,566	41,065	44,344	45,820	55,597
認知症対応型共同生活介護	千円	79,514	75,877	75,919	75,919	82,290	102,699
地域密着型特定施設入居者生活介護	千円	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	千円	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	千円	0	0	0	0	0	0

地域密着型サービスの必要利用定員総数

地域密着型サービスの必要利用定員総数は次のとおりで、第8期計画期間中に新規施設の整備等は予定しておりません。

図表 地域密着型サービスの必要利用定員総数

			実績	計画値		
圏域	サービス区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町全域	認知症対応型共同生活介護	ユニット	3	3	3	3
		定員	27	27	27	27
	地域密着型特定施設入居者生活介護	施設	0	0	0	0
		定員	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	施設	0	0	0	0
		定員	0	0	0	0

(4) 施設サービスの見込み

施設サービスの事業量・給付費の見込みは以下のとおりとなっています。要支援・要介護認定者数の微増を踏まえて、おおむね実績と同程度の推移を見込みます。

図表 施設サービスの事業量見込み

		実績 (見込み)	計画値				
	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
施設サービス							
介護老人福祉施設	人数	38	38	38	38	43	55
介護老人保健施設	人数	37	45	45	45	51	64
介護医療院	人数	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	人数	0	0	0	0		

図表 施設サービスの給付費見込み

		実績 (見込み)	計画値				
	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
施設サービス							
介護老人福祉施設	千円	111,815	114,579	114,643	114,643	130,364	167,263
介護老人保健施設	千円	127,304	154,981	155,067	155,067	175,859	220,987
介護医療院	千円	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	千円	0	0	0	0		

介護保険外施設サービスの見込み

介護保険サービス外の町内の高齢者福祉に関する施設については、以下のように見込みます。
令和3年度に、サービス付き高齢者向け住宅が1施設、新規開設予定です。

図表 介護保険外施設サービスの見込み

圏域	サービス区分	単位	実績	計画値			
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
町全域	養護老人ホーム	施設	0	0	0	0	
		定員	0	0	0	0	
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	施設	1	1	1	1	
		定員	50	50	50	50	
	老人福祉センター	施設	1	1	1	1	
	老人介護支援センター	施設	1	1	1	1	
	有料老人ホーム	施設	2	2	2	2	
		定員	37	37	37	37	
	サービス付き高齢者向け住宅	施設	7	8	8	8	
		定員	150	168	168	168	

（５）その他サービスの見込み

その他サービスの事業量・給付費の見込みは以下のとおりとなっています。要支援・要介護認定者数の微増を踏まえて、おおむね実績よりも増加を見込みます。

図表 その他サービスの事業量見込み

	単位	実績 (見込み)	計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防支援	人数	209	221	223	231	242	259
居宅介護支援	人数	458	492	507	529	553	685

図表 その他サービスの給付費見込み

	単位	実績 (見込み)	計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防支援	千円	11,617	12,357	12,476	12,923	13,540	14,495
居宅介護支援	千円	79,287	85,684	88,376	92,262	96,269	119,395

（６）総給付費

サービス系列別の給付費の合計と総給付費の見込みは以下のとおりとなっています。令和2年度から令和5年度にかけて1億7千万円程度、総給付費が増加する見込みです。

図表 サービス系列別の給付費の合計と総給付費の見込み

	単位	実績 (見込み)	計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
在宅サービス	千円	1,042,836	1,100,967	1,140,887	1,188,607	1,243,043	1,536,203
居住系サービス	千円	88,963	87,541	87,589	87,589	96,117	119,834
施設サービス	千円	239,118	269,560	269,710	269,710	306,223	388,250
合計	千円	1,370,917	1,458,068	1,498,186	1,545,906	1,645,383	2,044,287

(7) 地域支援事業量の見込み

地域支援事業量の見込みは以下のとおりとなっています。介護予防・日常生活支援総合事業については、訪問介護相当サービス・訪問型サービス A、通所介護相当サービス・通所型サービス A 等を実績として提供しており、引き続きこれらのサービスを提供するとともに、多様な主体の参画によるその他のサービスの提供についても検討を進めます。

図表 地域支援事業量の見込み

		実績 (見込み)	計画値				
	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業							
訪問介護相当サービス	千円	32,163	35,429	37,201	39,061	38,955	43,599
	事業者数	70	70	70	70	70	70
	人数	119	125	130	135	135	150
訪問型サービスA	千円	4,093	3,604	4,093	4,494	4,719	5,530
	事業者数	28	31	34	38	40	50
	人数	23	23	23	26	27	31
通所介護相当サービス	千円	25,649	28,753	30,191	31,701	31,615	35,384
	事業者数	60	60	60	60	60	60
	人数	75	77	79	81	81	90
通所型サービスA	千円	4,945	6,419	6,740	7,077	7,041	7,899
	事業者数	20	23	26	30	32	40
	人数	28	35	37	39	39	44
介護予防ケアマネジメント	千円	5,333	5,333	5,333	5,333	5,319	5,953
介護予防把握事業	千円	0	808	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	千円	5,312	5,312	5,312	5,312	5,286	5,930
地域介護予防活動支援事業	千円	0	1,760	0	0	0	0
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業							
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	千円	11,528	17,503	17,853	18,210	18,161	20,326
任意事業	千円	5,499	5,609	5,721	5,836	5,820	6,514
包括的支援事業（社会保障充実分）							
在宅医療・介護連携推進事業	千円	2,937	3,476	3,547	3,619	3,609	4,048
生活支援体制整備事業	千円	2,539	3,150	3,213	3,277	3,268	3,658
認知症初期集中支援推進事業	千円	0	68	68	68	68	68
認知症地域支援・ケア向上事業	千円	138	138	138	138	138	138
地域ケア会議推進事業	千円	1	476	476	476	476	476
介護予防・日常生活支援総合事業費	千円	77,495	88,309	89,496	93,438	93,157	104,296
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	千円	17,027	23,112	23,574	24,046	23,981	26,840
包括的支援事業（社会保障充実分）	千円	5,614	7,308	7,441	7,578	7,559	8,387
合計	千円	100,136	118,728	120,511	125,062	124,697	139,523

4 介護保険料の算定

(1) 第8期計画における介護保険料

①保険料の算定手順

推計人口を基に要支援・要介護認定者数を推計し、サービスの利用者数を基本に各サービスの給付見込額を算出します。この総給付費に特定入所者介護サービス費、高額介護サービス等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料を合算した標準給付費見込み額に、地域支援事業費を加えた額が総事業費になります。

保険料（基準額）は、第8期の介護保険事業にかかる総事業費や第1号被保険者数を基に、算定します。

$$\text{保険料基準額} = \frac{\text{総事業費} \times \text{第1号被保険者負担割合 (23.0\%)} - \text{介護給付費準備基金取り崩し額等}}{\text{第1号被保険者数}}$$

②保険料段階設定

介護保険料は被保険者の収入・所得状況と世帯状況による段階制を採用しています。本町では、11段階を採用し、引き続き被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定と保険料率を継承します。

③第1号被保険者介護保険料

介護保険総事業費（介護保険給付費、地域支援事業費等）と65歳以上の高齢者数を基に、制度改正を反映させた費用額で算出した保険料月額基準額は、6,410円になります。

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間における、第1号被保険者の所得段階別保険料は下表のようになります。

図表 第8期計画期間の第1号被保険者介護保険料年額

所得段階	対象者		負担割合	保険料年額
第1段階 ※	生活保護受給者		基準額 ×0.50 (×0.30)	38,460円 (23,070円)
	町民税非課税世帯	● 老齢福祉年金受給者 ● 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第2段階 ※		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.63 (×0.38)	48,460円 (29,230円)
第3段階 ※		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.75 (×0.70)	57,690円 (53,840円)
第4段階	町民税課税世帯で	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.88	67,690円
第5段階 (基準段階)	本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額 (76,924円)	76,920円
第6段階	町民税本人課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.13	86,920円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.25	96,150円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	115,380円
第9段階		合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.70	130,770円
第10段階		合計所得金額が400万円以上800万円未満の人	基準額 ×1.85	142,300円
第11段階		合計所得金額が800万円以上	基準額 ×2.00	153,840円

（保険料は10円未満切捨）

※第1段階～第3段階の保険料について、公費により()内の保険料額に軽減される予定です。

第6章 計画の推進

1 計画の推進主体と役割

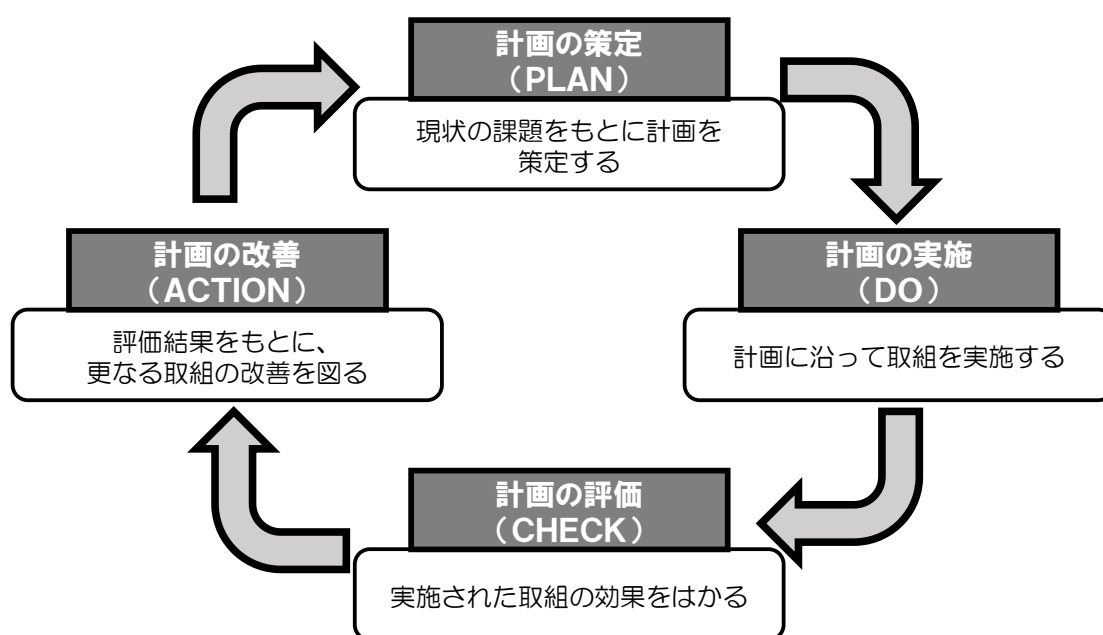
本計画は、次のような体制により円滑かつ着実に推進します。

(1) 計画の進行管理

PDCA サイクルの考えに基づき、毎年度、各事業の進捗状況により、事業や施策展開の重要度や成果の達成状況について点検や評価を行い、適宜改善をしながら、より効果的な計画となるように努めていきます。

また、本計画において成果目標に設定する自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化に関して、施策の実施状況及び目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、評価の結果についてホームページを通じて公表するよう努めます。

図表 PDCAサイクルに基づく計画の推進



(2) 全庁的な施策の推進

本計画の推進にあたっては、高齢者福祉の向上と介護保険事業の円滑な実施と併せて、地域包括ケアシステムの充実を図るため、全庁的かつ分野横断的に連携し、関連する施策担当課と各施策の整合を図り、効率的・効果的に推進します。

（３）関係機関等との連携

計画の積極的な推進を図るため、各種機関・団体との連携を維持・強化します。

また、民生委員・児童委員やボランティアサークル等の地域団体との協力関係を引き続き推進するとともに、地域における様々な担い手が参加する会議などと情報共有・連携を進めます。

（４）住民への周知

広報やホームページなどを活用した情報発信に加えて、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員のほか、様々な関係団体や関係者を通じて、広く住民に高齢者福祉や介護保険制度に係る情報提供を行います。

（５）広域事業者指導課による地域密着型サービスの指定等

地域密着型サービス事業者の指定、指導及び介護サービス事業者の実地指導等について、引き続き、近隣５市（貝塚市、岸和田市、泉大津市、和泉市、高石市）と共に設立した広域事業者指導課において行います。

2 成果目標

第7期から介護保険事業計画において、自立支援・重度化防止、介護給付等に要する費用の適正化等に関する取組及びその目標（以下「取組と目標」という）を定めることとされました。さらに、これらの「取組と目標」の実施状況及び達成状況に関する調査及び分析を行い、評価結果を公表するよう努めることとなりました。

そのため、第8期となる本計画においては、第7期の取組における実績を踏まえ、以下のとおり「取組と目標」を設定し、進捗の管理と必要に応じた事業の見直しを行います。

（１）自立支援、重度化防止に向けた目標

各事業の実施にあたっては、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、地域の実情に合わせた取組を進めることが重要となります。そういった自立支援・重度化防止に向けた取組に関する成果目標について、施策体系に沿って次のように設定しました。

図表 自立支援、重度化防止に向けた目標一覧

基本目標・施策	成果指標			実績	目標値		
				令和 元年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
基本目標 1 健やかでいきいきした暮らしのための支援							
(1) 健康づくりと生活習慣病の予防	がん検診	胃がん	受診率(%)	2.6	40	40	40
		大腸がん		6.5	40	40	40
		肺がん		4.8	40	40	40
		乳がん		11.4	50	50	50
		子宮がん		11.4	50	50	50
	特定健康診査		受診率(%)	33.7	50	55	60
(2) 生きがいづくりの推進	老人クラブ		会員数(人)	478	500	510	520
	総合福祉センター及び東忠岡老人いこいの家		利用者数(人)	4,086	4,252	4,335	4,418
	シルバー人材センター		会員数(人)	206	216	227	238
	世代間交流		開催回数(回)	4	4	4	4
(3) 高齢者が活動しやすい生活環境づくり	福祉バス		利用者数(人)	12,183	12,422	12,542	12,662
基本目標 2 地域での自立した暮らしのための支援							
(1) 相談支援・情報提供体制の充実	介護サービス相談員		受入事業所数(所)	12	13	13	14
	福祉事業所連絡会	開催回数(回)		5	6	6	6
		参加事業所数(所)		10	13	13	13
(2) 地域包括支援センターの機能強化	地域ケア会議		開催回数(回)	4	4	4	4
	事例検討会		開催回数(回)	3	3	3	3

基本目標・施策		成果指標	実績	目標値		
			令和 元年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(3) 介護予防・重度化 防止の推進	介護予防教室	開催回数（回）	51	53	53	53
		参加者数（人）	71	75	75	75
(4) 生活支援の充実	緊急通報装置	設置台数（台）	39	41	43	45
	街かどデイハウス	延利用者数（人）	2,255	事業再開		
	食の自立支援事業 （配食サービス）	配食数（食）	4,301	4,560	4,620	4,680
(5) 医療と介護の連 携の推進	イカロスネット	開催回数（回）	12	13	13	13
	在宅医療連携会議	開催回数（回）	5	4	4	4
(6) 認知症対策の 推進	認知症サポーター養成 講座	実施回数（回）	4	4	4	4
		新規登録者数（人）	159	80	80	80
	認知症初期集中支援事 業	支援対象者数（人）	3	5	5	5
	徘徊高齢者等見守りネ ットワーク	新規登録者数（人）	6	5	5	5
(7) 参加と協働によ る地域福祉活動 の推進	ボランティア センター	登録グループ数	4	5	5	6
		登録者数（人）	52	60	65	70
	官民パートナー シップ協定	締結事業所数（所）	2	3	4	5
	家具転倒防止器具 取付支援事業	給付件数（件）	3	5	5	5
(8) 防災・防犯・防疫 対策の推進	老人日常生活用具 給付等事業	給付件数（件）	1	2	2	2
基本目標3 尊厳と権利が守られた暮らしのための支援						
(1) 高齢者の人権尊 重と虐待防止	人権街頭啓発	実施回数（回）	2	2	2	2
(2) 高齢者の権利 擁護	成年後見制度利用支援	町長申立件数（件）	1	1	1	1
		報酬扶助件数（件）	2	2	2	2
	市民後見人養成講座	開催回数（回）	1	1	1	1
基本目標4 安心できる暮らしのための介護保険制度の運営						
(1) 介護サービスの 充実	生活援助サービス	開催回数（回）	1	1	1	1
	従事者研修	参加者数（人）	2	5	5	5
(2) 家族介護への 支援	介護用品支給事業	延対象者数（人）	47	48	49	50
	家族介護慰労金	支給人数（人）	0	1	1	1

（２）介護給付等に要する費用の適正化等に関する取組

介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費の増大や介護保険料の上昇を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものとなります。そこで、主要５事業である要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の着実な実施を進めるため、次のような成果目標を設定しました。

図表 介護給付等に要する費用の適正化等に関する取組に向けた目標一覧

基本目標・施策	成果指標		実績	目標値			
			令和 元年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
基本目標4 安心できる暮らしのための介護保険制度の運営							
(3) 介護保険制度の 適正・円滑な運 営	ケアプラン点検	実施事業所数(所)	町内 全事業所	町内 全事業所	町内 全事業所	町内 全事業所	
	認定調査票・主治医意見書の点検	点検割合(%)	100	100	100	100	
	介護認定審査会委員への研修	開催回数(回)	0	1	1	1	
	住宅改修事前事後点検	訪問点検件数(件)	26	28	28	28	
	福祉用具購入時調査	調査件数(件)	全件	全件	全件	全件	
	医療情報との突合	点検回数(回)	12	12	12	12	
	縦覧点検	点検回数(回)	12	12	12	12	
	給付費通知	通知回数(回)	4	4	4	4	

（３）リハビリテーション指標

生活機能の低下した高齢者に対して、医療と介護が連携を図りつつ、生活期のリハビリテーションを提供できるよう「取組と目標」を定めます。

本町では、国が提供するリハビリテーション指標の中でも、「生活機能向上連携加算算定者数(認定者１万対)」「認知症短期集中リハビリテーション実施加算算定者数合計(認定者１万対)」について全国及び府よりも現状値が低くなっているため、それらの数値の上昇を目標とします。

図表 リハビリテーション指標に関する目標値

項目	単位	現状値			目標
		全国	大阪府	忠岡町	
生活機能向上連携加算算定者数 (認定者1万対)	人(認定者1万対)	198.65	248.44	56.97	上昇
認知症短期集中リハビリテーション実施加算算定者数合計(認定者1万対)	人(認定者1万対)	32.88	27.85	16.16	上昇

資料編

1 計画策定の経過

年月日	項目	内容
令和2年3月6日 から 令和2年3月23日	アンケート調査	◆介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ◆在宅介護実態調査
令和2年8月11日	第1回忠岡町第8期介護保険事業計画及び第9次高齢者福祉計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）	◆案件1. 委員長及び副委員長の選任 ◆案件2. 忠岡町第8期介護保険事業計画及び第9次高齢者福祉計画の策定に係るアンケート調査報告書について ◆案件3. 忠岡町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定に向けて
令和2年10月5日	第2回策定委員会	◆案件1. 忠岡町第8期介護保険事業計画及び第9次高齢者福祉計画骨子案について
令和3年1月下旬	第3回策定委員会（書面開催）	◆案件1. 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2021（素案）について
令和3年2月8日 から 令和3年2月24日	パブリックコメントの実施	◆忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2021（素案）について住民の意見募集
令和3年3月11日	第4回策定委員会	◆案件1. パブリックコメントについて ◆案件2. 忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2021（案）について

2 策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する忠岡町第8期介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく忠岡町第9次高齢者福祉計画を策定するため、忠岡町第8期介護保険事業計画及び第9次高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じ町長に提言を行う。

- （1） 忠岡町第8期介護保険事業計画の策定に関すること。
- （2） 忠岡町第9次高齢者福祉計画の策定に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員19人以内をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者に、町長が委嘱する。
- 3 個別の事項を検討するため、委員会に部会を設けることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、令和2年6月1日から令和3年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の中から互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（意見の聴取）

第7条 委員会は、必要があるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3 策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

		氏 名	所属機関及び役職名等
学 識 経 験 者		◎竹 内 亮	大 阪 体 育 大 学 教 授
運 営 協 議 会 委 員	被 保 険 者 代 表	高 見 晃 市	忠 岡 町 自 治 会 連 合 会 会 長
	被 保 険 者 代 表	津 田 定 子	忠岡エイフボランタリーネットワーク副会長
	被 保 険 者 代 表	西 出 富 譽	忠 岡 町 老 人 ク ラ ブ 連 合 会 会 長
	学 識 経 験 者	○村 田 哲 人	泉 大 津 市 医 師 会 代 表
	学 識 経 験 者	寺 本 正 徳	忠 岡 町 歯 科 医 師 会 代 表
	学 識 経 験 者	辻 内 秀 美	泉 大 津 薬 剤 師 会 代 表
	学 識 経 験 者	加 藤 智 子	忠 岡 町 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 代 表
	公 益 代 表	上ノ山 幸 子	忠 岡 町 社 会 福 祉 協 議 会 会 長
	公 益 代 表	川 崎 隆 史	忠 岡 町 民 生 ・ 児 童 委 員 協 議 会 代 表
	公 益 代 表	森 野 良 勝	忠 岡 町 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 会 長
保 健 関 係 者 代 表		大 木 誠	大 阪 府 和 泉 保 健 所 代 表
議 会 代 表		是 枝 綾 子	忠 岡 町 議 会 福 祉 文 教 常 任 委 員 会 委 員 長
住 民 団 体 関 係 者 代 表		石 原 廣 二	忠 岡 町 身 体 障 害 者 福 祉 会 代 表
住 民 団 体 関 係 者 代 表		尾 崎 孝 子	忠 岡 町 し ょ う が い 支 援 福 祉 会 代 表
福 祉 関 係 者 代 表		坂 口 敏	忠 岡 町 介 護 福 祉 施 設 代 表
福 祉 関 係 者 代 表		高 石 紀 子	忠 岡 町 福 祉 事 業 所 連 絡 会 会 長

◎：委員長 ○：副委員長

4 用語の説明

あ行

【SDGs】

SDGsは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、私達がこれからも地球で生活し続けるために大切にしなければいけないことを示したものです。SDGsでは先進国、発展途上国の双方で、環境や教育、人権や健康に取り組むべきとして、17の目標と169の指標を設定しています。

【NPO】

NPOは、non profit organization の略で、営利を目的とせず社会的活動を行う民間組織のことです。

か行

【介護支援専門員（ケアマネジャー）】

厚生労働省令で定められた専門家のことで、要介護等認定者やその家族などからの相談に応じ、要介護等認定者が心身の状況に応じて適切な居宅サービスを利用できるように、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡・調整等を取りまとめる人のことをいいます。通称、ケアマネジャーといえます。

【介護サービス相談員】

介護サービスの提供の場を訪ね、サービス利用者等の話を聞き、相談に応じるなどの活動を行う人のことで、サービス事業所等への介護サービス相談員派遣等事業を行う市町村に登録されています。利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図り、苦情に至る事態を未然に防止します。

【介護予防】

高齢者ができる限り寝たきり等の要介護状態に陥らないようにしたり、要介護状態になった場合でも、少しでも状態を改善できるようにすることで、病気の予防とともに、転倒や失禁、低栄養あるいは軽度の認知症などを早目に対処し、老化を予防することをいいます。

【介護予防・日常生活圏域二ーズ調査】

第7期計画の策定にあたり、市町村は新しい総合事業をはじめとする各種事業を地域の実情に合わせて運営・管理する必要が生じているため、それまでの「日常生活圏域二ーズ調査」をより有効に活用できるよう、厚生労働省では調査内容や方法を再検討し、介護予防に焦点を当てた「介護予防・日常生活圏域二ーズ調査」を策定しました。

【基本チェックリスト】

介護予防事業対象者（要支援や要介護状態に陥りやすい虚弱な高齢者のこと）を把握するために厚生労働省が作成したワークシートのことで、総合事業実施後は、相談窓口において必ずしも認定を受けなくても必要なサービスを事業で利用できるよう、本人の状況を確認するツール（手段）として用いることができるようになりました。

【虐待防止】

高齢者に対する虐待は、身体的なものばかりではなく、言葉の暴力による精神的なものから必要な世話を故意にしない放任なども含みます。平成17年11月9日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しましたが、これは高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって虐待防止が極めて重要であるということから、虐待を受けた高齢者の保護や養護者の負担の軽減への支援等の措置について定めたものです。

【ケアマネジメント】

要支援・要介護認定者等が、個々のニーズや状態に即して、迅速かつ効果的に、必要とされる全ての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法のことで、介護保険制度で位置づけられている機能です。

【軽費老人ホーム（ケアハウス）】

高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設です。

A型、B型、C型の3種類があります。原則として60歳以上の人を対象です。A型は、高齢等のため独立して生活するには不安のある人であって家族による援助が困難な人。B型はA型の要件に加えて自炊が可能な人。C型は、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な人。自治体の助成を受けて運営しているため、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅と比べて安価に入居することができます。

【ケースカンファレンス】

事例研究のための会議のことをいいます。介護面のケアを中心的なテーマとする会議については、ケアカンファレンスと呼ぶこともあります。

【健康寿命】

認知症や寝たきりの状態にならず、健康でいられる期間を表す健康指標のことで、平均余命から病気や重度のけがを負った期間を差し引いたものをいいます。現在では、単に寿命の延伸だけではなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっています。

【高齢化率】

国連は65歳以上を高齢者としていますが、高齢化率は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。わが国の高齢化率は、令和元年には28.4%となっています。わが国の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが非常に速く、他の先進諸国がおおよそ90～100年で高齢社会（高齢化率14%以上）に移行しているのに対して、わが国は30年ほどで移行しています。なお、高齢社会とは人口の高齢化が進んだ社会のことをいいますが、国連では総人口に占める高齢者人口の割合が7～14%の社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」としました。

【コミュニティソーシャルワーカー】

地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係などを重視した援助を行ったり、地域を基盤とする支援活動を発見して、支援を必要とする人に結びつけるなど、必要に応じて行政や各種団体と連携・協働しながら解決を図るなどの活動を行う人のことをいいます。

さ行

【サービス付き高齢者向け住宅】

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅のことで、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）で規定されています。

【（サービスの）自己評価】

問題点を改善し、サービスの質の向上を図ることができるように、介護保険サービスの提供者である施設及び事業者が自ら介護保険サービスの質の評価を行うことをいいます。

【在宅介護実態調査】

第7期介護保険事業計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討することを目的として、厚生労働省が主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象として調査を実施するために作成した調査項目及び方法、分析等の一連の内容をいいます。

【若年性認知症】

18歳から64歳までに発症した認知症の総称で、アルツハイマー病、脳血管障がい、頭部外傷など原因が様々です。10万人あたり40人程度の発症率で、患者数は全国に数万人と推定されます。

【就労的活動支援コーディネーター】

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進する役割を担う方のことです。

【シルバー人材センター】

定年退職後等の高齢者に対して、地域社会で日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就労機会の拡大を図り、併せて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした団体のことをいいます。

【消費者被害】

全国的に高齢者の消費者被害は増加を続けています。高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれ、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙います。また、高齢者は自宅にいたことが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害に遭いやすいのも特徴です。

【身体拘束ゼロ】

身体拘束は、①徘徊やベッドからの転落などの防止のため、車いすやベッドに紐などで縛る、②車いすからずり落ちたり、立ち上がらないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルを付ける、③脱衣やおむつはずしを抑制するために、つなぎ服を着せる、④行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる、⑤自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する、などの行為をさします。身体拘束は、生活の質を根本から損なうとともに、身体機能の低下や精神的苦痛から認知症を進行させたりするなど、多くの弊害をもたらすことが指摘されています。平成12年3月に、介護保険施設指定基準に身体拘束禁止規定が盛り込まれています。

【生活支援コーディネーター】

平成27年の介護保険制度の改正により、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置が平成30年4月までに各市町村に義務付けられました。生活支援コーディネーターは、高齢者のニーズとボランティアなどの地域資源とマッチングさせることで、生活支援を充実させることが主な役割です。

【生活習慣病】

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患等）で、従来は加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目して捉え直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになったものです。

【成年後見制度】

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の不十分（不十分の認定は家庭裁判所が行います。）な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守ります。

た行

【ターミナルケア】

終末期の医療・看護・介護。治癒の見込みがなく、死期が近づいた患者（利用者）に対し、延命治療中心でなく、患者の人格を尊重したケア中心の包括的な援助を行うこと。身体的苦痛や死に直面する恐怖を緩和し、残された人生をその人らしく生きられるよう援助を行います。

【第三者評価】

介護保険サービス等の利用者が、質の高いサービスを選択できるように、事業者が提供するサービスの質を当事者である事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいいます。

【団塊の世代】

第2次大戦後の昭和22年から昭和24年生まれのベビーブーム世代のことをいいます。堺屋太一氏が昭和51年に発表した小説『団塊の世代』に由来しています。団塊の世代は約800万人おり、平成14年から平成16年の出生数約340万人に比べても、人口構成上突出した世代となっています。この世代全てが高齢者になる平成27年までは高齢者人口が急増したことから、「2015年問題」と呼ぶこともありました。

【地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

【地域支援事業】

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなります。

【地域包括ケアシステム】

高齢者が重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの包括的な支援・サービスを一体的に提供する体制や仕組みのことをいいます。

【地域包括支援センター】

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設のことをいいます。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されています。

な行

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業です。

【認知症カフェ】

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善をめざした活動などのできる場所のことをいいます。

【認知症ケアパス】

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れのことをいいます。

【認知症高齢者】

高齢期における脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のことをいいます。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障がいによる「脳血管性認知症」などがあります。平成16年の「痴呆」の呼称変更により、「痴呆性高齢者」にかわって、「認知症高齢者」の名称になっています。

【認知症サポーター】

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいいます。

【認知症施策推進大綱】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するという方針を定めたものです。

【認知症初期集中支援チーム】

介護や医療の専門家によるチームで、家族や周囲の人からの訴えを受けて、認知症が疑われる人を訪問し、必要な支援を提供します。平成27年1月に決定された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に掲げられている柱の中で「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」を実現するために誕生しました。

【認知症地域支援推進員】

地域における医療及び介護の連携強化、認知症の人やその家族に対する支援体制に強化を図る役割を担う専門職員のことで、厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置されます。

は行

【パブリックコメント】

町の基本的な施策に関する計画などを策定するにあたって、事前に内容を公表して住民の皆さんから意見を募集し、それらを踏まえて決定するとともに、提出された意見とその意見に対する町の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

【バリアフリー化】

障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことをしていますが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことをしています。

【ハローワーク】

公共職業安定所の愛称です。

【ハンセン病】

らい菌の感染により生じます。感染力が弱く、治療が有効にもかかわらず、らい予防法によりハンセン病患者の人権の制限が行われていましたが、らい予防法は平成8年4月1日に廃止されました。

や行

【有料老人ホーム】

食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を供与することを目的とする施設のことをいいます。介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホームの3種類があります。

【ユニットケア】

生活する側の視点から見た規模単位の設定がユニットで、特別養護老人ホームや老人保健施設などで、入居者をひとまとめにしてケアをするのではなく、少人数に分けてケアをしようとする取組をユニットケアといいます。

【ユニバーサルデザイン】

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、全ての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進めたものです。施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

ら行

【ライフスタイル】

生活の様式・営み方のことをいいます。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のことをいいます。

忠岡町高齢者福祉計画及び
介護保険事業計画2021

発行年月:令和3年3月

発 行:忠岡町

編 集:健康福祉部 高齢介護課

住 所:大阪府泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1

電 話:0725-22-1122

F A X:0725-22-1129

ホームページ:<https://www.town.tadaoka.osaka.jp/>